



荊田町
こども計画

令和8～11年度

令和8年3月
荊田町

はじめに

本町は、「第5次苅田町総合計画」前期基本計画の中で、安心して子育てができる環境を目指した子ども・子育て支援の充実を掲げ、支援策に取り組んでいます。

近年、少子化や貧困の課題のほか、虐待、ヤングケアラー、不登校、地域コミュニティの希薄化など、子育て環境も大きく変わり、こどもを健やかに育てるための支援がいろいろ求められています。

国では「こども基本法」の理念のもと、「こども大綱」に基づき、「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。本町もこの趣旨に則り、こどもや若者のための総合的な施策を推進するため、「苅田町こども計画」を作成しました。

この計画は、こどもの権利を大切にし、安全・安心な環境の確保、貧困や孤立の防止と支援、障がいの有無や家庭環境に左右されないチャンスの保障、さらには妊娠・出産から学校生活、思春期や若者期まで、切れ目のない支援を強化することなど、多方面にわたる内容を盛り込んでいます。こうした施策を通して、「この町でこどもを産み育ててよかった」と感じてもらえるまちづくりをしっかりと進めていきます。

また、この計画では、こどもや若者の声をととても大事にしています。こどもや若者は、支えられる存在であるだけでなく、これからの社会を担う大切な担い手です。学校や地域での対話、アンケート調査、審議会への参加など、さまざまな方法で声を聞きながら、施策へ反映していきます。年齢や個性、背景に配慮しながら、一人ひとりの気持ちに丁寧に向き合っていきます。

最後になりますが、本計画の策定にご協力いただいた苅田町こども施策審議会の皆さま、小中学生や保護者の方々、若者の皆さまに心から感謝申し上げます。今後とも町民の皆さまのご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

令和8年3月

苅田町長 遠田 孝一



目次

第1章 計画の概要

| | | |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 計画策定の背景及び趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ | 2 |
| 3 | 計画の期間 | 3 |
| 4 | 計画の策定体制 | 3 |
| | (1) 荻田町子ども施策審議会における審議 | 3 |
| | (2) 荻田町若者の意識に関するアンケート調査の実施 | 3 |
| | (3) 荻田町こどもの生活実態調査の実施 | 3 |
| | (4) 子ども・若者の意見聴取 | 4 |
| | (5) パブリックコメントの実施 | 4 |

第2章 子ども・若者の現状と課題

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | アンケート調査結果に見る子ども・若者の意識等 | 5 |
| 2 | アンケート調査結果に見るこどもの生活実態等 | 13 |
| 3 | 子ども・若者の意見や意識 | 24 |

第3章 計画の基本的な考え方

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | こどもまんなか社会の実現に向けて | 31 |
| 2 | 計画の基本理念 | 31 |
| 3 | 計画の基本方針 | 32 |
| 4 | 施策の体系 | 32 |

第4章 子ども施策の展開

| | | |
|---|------------------------------------|----|
| 1 | ライフステージを通じた重要施策 | 35 |
| | (1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 | 35 |
| | (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり | 37 |
| | (3) 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 | 38 |
| | (4) こどもの貧困対策 | 39 |
| | (5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 | 40 |
| | (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 | 42 |
| | (7) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組 | 44 |
| 2 | ライフステージ別の重要施策 | 45 |
| | (1) こどもの誕生前から幼児期まで | 45 |
| | (2) 学童期・思春期 | 48 |
| | (3) 青年期 | 55 |

| | |
|------------------------|----|
| 3 子育て当事者への支援に関する重要施策 | 57 |
| (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 | 57 |
| (2) 地域子育て支援、家庭教育支援 | 59 |
| (3) 共働き・子育ての推進 | 60 |
| (4) ひとり親家庭への支援 | 61 |

第5章 計画を実現するために

| | |
|--------------------------------|----|
| 1 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革 | 63 |
| 2 計画の推進体制 | 63 |
| 3 計画の進捗管理 | 63 |

資料編

| | |
|-------------------|----|
| 1 計画策定の経緯 | 65 |
| 2 荻田町こども施策審議会条例 | 66 |
| 3 荻田町こども施策審議会委員名簿 | 68 |

※「こども」と「子ども」の表記について

我が国では、児童福祉法をはじめとする多くの法令で、18歳未満の者を「児童」と定義しており、それと同じ意味で「子ども」という表記が一般的に使われてきました。

一方、こども基本法では、年齢に区切りを置かず、「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義しています。

本計画は、心身の発達の過程にある方全てが支援の対象であることから、法令に根拠がある語を用いる場合、固有名詞を用いる場合、他の語との関係で「こども」以外の表記を用いる必要がある場合を除き、「こども」と表記します。

第 1 章

計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

近年、全国的な少子高齢化の進展に加え、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、こどもと子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、こどもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められてきました。国では、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(以下、「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」という。)などにより、様々な政策を推進してきました。

しかし、全国的な少子化はさらに進行し、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題のほか、こどもの貧困を始め、虐待、いじめや体罰、不登校などの問題が深刻化しています。こうしたこども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、国はこども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、同法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約(以下、「こどもの権利条約」という。)の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。また、「こども未来戦略」では、①若者・子育て世代の所得を増やす ②社会全体の構造や意識を変える ③すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく を戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

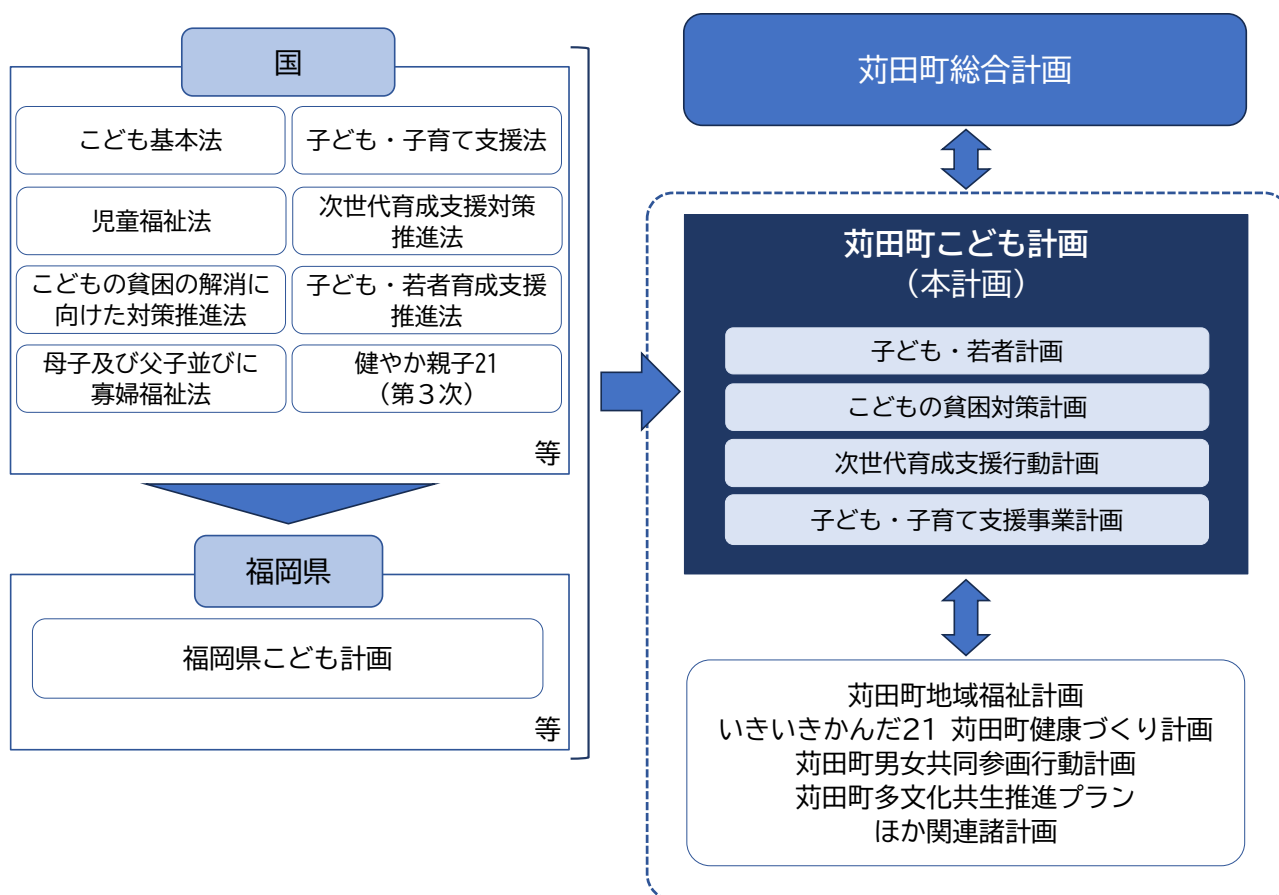
本町では、こどもと子育て家庭への支援及び子育て環境のさらなる充実を図るため、令和7年3月に「第3期苅田町子ども・子育て支援事業計画」を策定しましたが、時を同じくして、県が「こども基本法」と「こども大綱」を踏まえ「福岡県こども計画」を策定したことを受け、これまでの子ども・子育て支援施策にこどもの貧困対策や若者支援施策を加えた「苅田町こども計画」(以下、「本計画」という。)を新たに策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第3期苅田町こども・子育て支援事業計画」と合わせ、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」として、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項の規定に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体のものとする計画です。

また、策定にあたっては、本町の最上位計画である「苅田町総合計画」や、保健福祉分野の上位計画である「苅田町地域福祉計画」をはじめとする各種関連計画との整合性を図りました。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

■計画の期間

(年度)

| 令和7 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | 令和11 | 令和12 | 令和13 | 令和14 | 令和15 | 令和16 |
|---------------------|---------------|-----|------|------|-------------|------|------|------|------|
| 第3期苅田町子ども・子育て支援事業計画 | | | | | 第2期苅田町こども計画 | | | | |
| | 苅田町こども計画（本計画） | | | | | | | | |

4 計画の策定体制

(1) 苅田町こども施策審議会における審議

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、こども・若者に関する施策の推進に係る検討を行うために、「苅田町こども施策審議会」において審議を行いました。

(2) 苅田町若者の意識に関するアンケート調査の実施

計画策定にあたり、若者が抱える不安・悩みや将来に関する考えなどを把握し、計画策定のための基礎資料とする目的で、高校生世代～39歳の若者を対象に「苅田町若者の意識に関するアンケート調査」を実施しました。

●若者の意識に関するアンケート調査の実施概要

| | |
|-------|------------------------------------|
| 調査期間 | 令和7年8月13日（水）～令和7年9月1日（月） |
| 調査対象者 | 苅田町在住の高校生世代～39歳の人の中から無作為抽出した2,000人 |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収（Web上でのオンライン回答可） |
| 回収状況 | 配布数：2,000件　回収数：457件　有効回収率：22.9% |

(3) 苅田町こどもの生活実態調査の実施

小中学生の生活実態等を把握し、計画策定のための基礎資料とする目的で、小学4年生～中学3年生の児童・生徒とその保護者全員を対象に「苅田町こどもの生活実態調査」を実施しました。

●こどもの生活実態調査の実施概要

| | | | |
|-------|---------------------------------|---------------------------|------------------------|
| 調査対象者 | 苅田町在住の小学4年生～中学3年生の児童・生徒とその保護者全員 | | |
| 調査期間 | 児童・生徒 | 令和7年9月11日（木）～令和7年9月19日（金） | |
| | 保護者 | 令和7年9月11日（木）～令和7年9月26日（金） | |
| 調査方法 | 学校を通じて配布、Web上でのオンライン回答 | | |
| 回収状況 | 児童・生徒 | 配布数:2,192件 | 回収数:1,478件 有効回収率:67.4% |
| | 保護者 | 配布数:2,192件 | 回収数:1,015件 有効回収率:46.3% |

(4) こども・若者の意見聴取

「こども基本法」では、全てのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会や社会活動に参画する機会を確保し、こども施策を策定、実施、評価する際にこども・若者、当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることを国や地方公共団体に義務付けています。そこで、本計画の策定にあたっては、以下の意見聴取を行いました。

① 出張町長室

未来を担うこどもたちが町への関心を高め、町への愛着を育んでもらうため、苅田町内の中学生が、苅田町の未来について自由に意見を表明できる場として「出張町長室」を開催しました。中学校の総合的な学習の時間を活用し、中学生が様々な分野で考えたアイデアを直接町長に伝える機会となりました。

② 学生への意見聴取

本町内にある西日本工業大学、北九州保育福祉専門学校の学生に集まってもらい、直接意見聴取の場を設けました。各校で集まっていたいただいた学生に対し、役場内で募集した「若者に意見を聞きたいこと」をテーマに意見を出してもらいました。

| | | | |
|-----|------------------------------------|-------------|-------|
| 第1回 | 令和7年12月17日 | 西日本工業大学 | 参加者7名 |
| | テーマ 「卒業後もずっと住みたくなる町ってどんな町？」 | | |
| 第2回 | 令和8年1月7日 | 西日本工業大学 | 参加者7名 |
| | テーマ 「自治体の情報、どうしたら『あ、これ見てみよう』ってなる？」 | | |
| 第3回 | 令和8年1月8日 | 北九州保育福祉専門学校 | 参加者8名 |
| | テーマ 「卒業後もずっと住みたくなる町ってどんな町？」 | | |

(5) パブリックコメントの実施

令和8年2月10日(火)から2月19日(木)まで計画案を公表し、町民からそれに対する意見を求めるパブリックコメントを行いました。

第 2 章

こども・若者の現状と課題

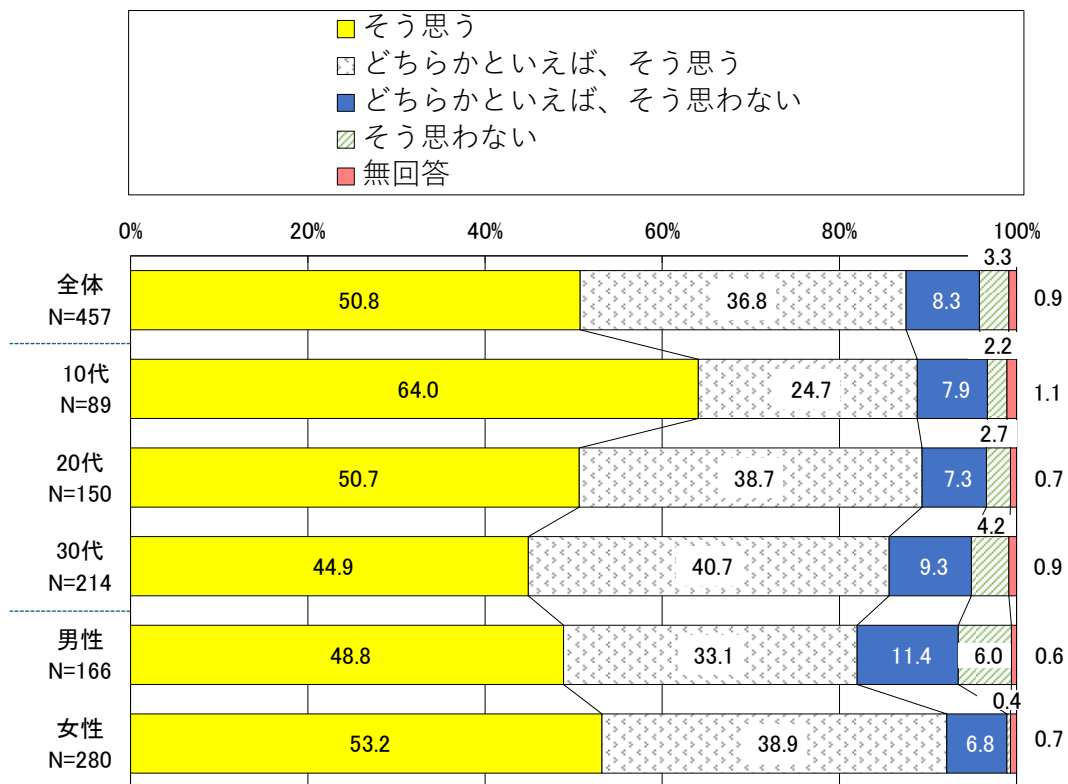
1 アンケート調査結果に見るこども・若者の意識等

(1) 現在の幸福度

今、自分が幸せだと思うかという問いに対し、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した本町のこども・若者の割合は87.6%を占めており、「どちらかといえば、そう思わない」「そう思わない」と回答したこども・若者は11.6%となっています。また、年齢階層別に見ると、「そう思う」と回答した人の割合は年齢階層が高くなるにつれて低下しています。

こども大綱では、全てのこども・若者が、将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会の実現を目指すこととされており、本計画においても、この幸福度を高めることが求められます。

■今、自分が幸せだと思うか

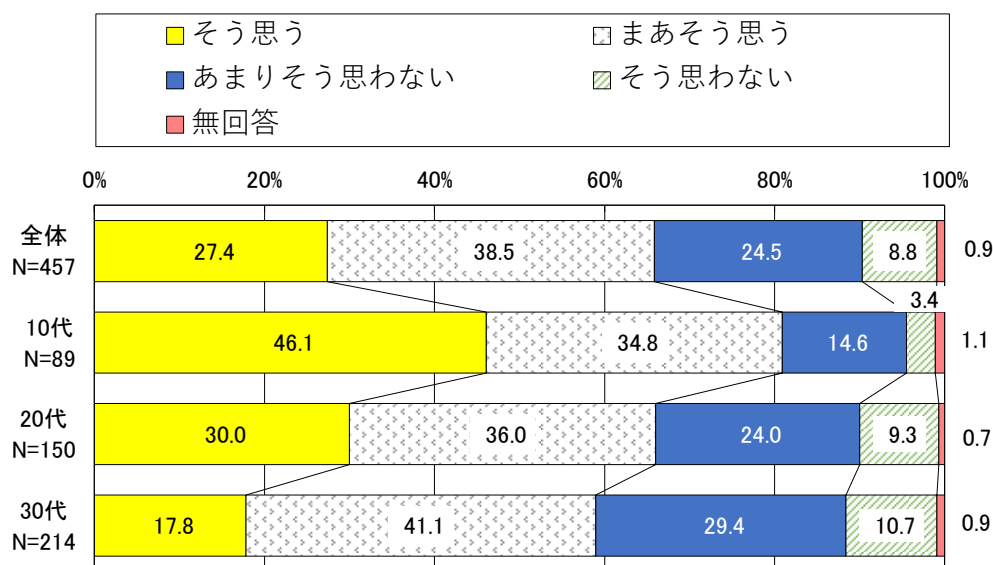


資料：若者の意識に関するアンケート調査結果

(2) 将来についての明るい希望の有無

自分の将来には明るい希望があると思うかどうかについて、「そう思う」「まあそう思う」と回答したこども・若者の割合は65.9%で、33.3%は「そう思わない」「あまりそう思わない」と回答しています。年齢階層別に見ると、年齢階層が高くなるにつれて「そう思わない」「あまりそう思わない」と回答した人の割合が高くなっており、30代では40.1%となっています。本計画では、この割合を減らしていくための施策展開が求められます。

■自分の将来について明るい希望があると思うか



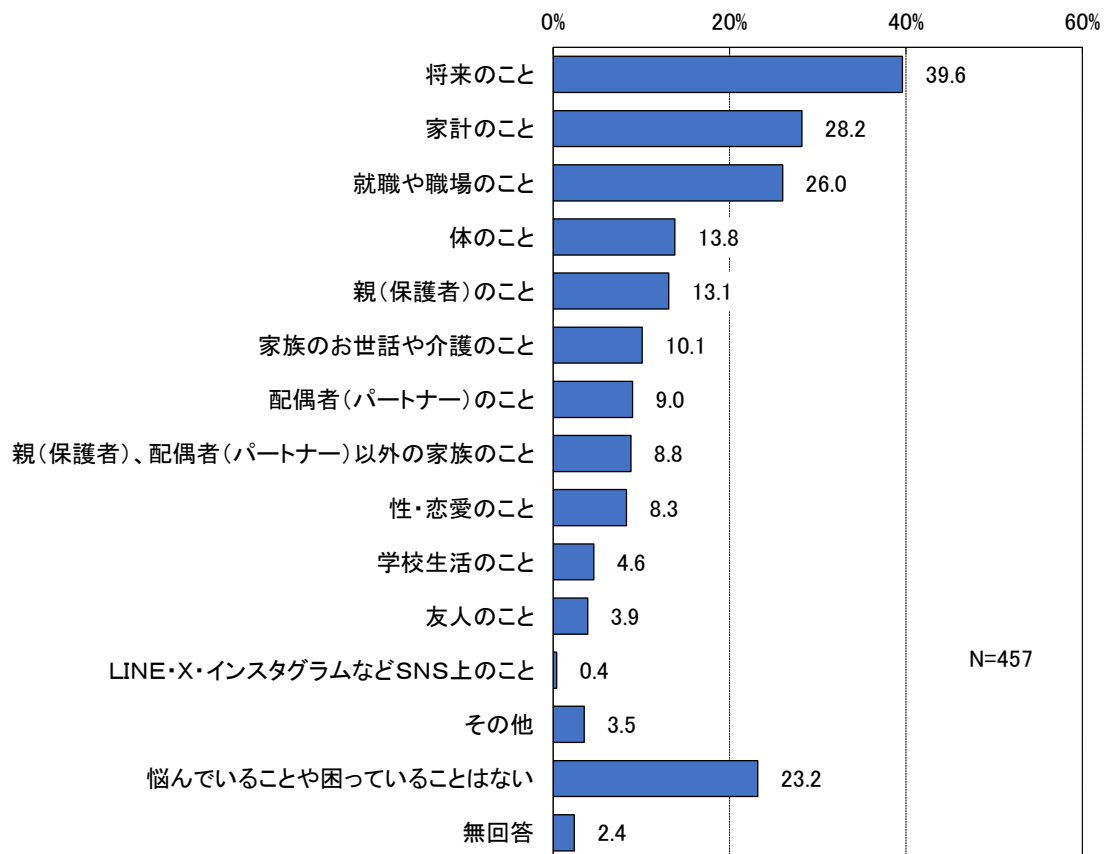
資料：若者の意識に関するアンケート調査結果

(3) 今、自分自身について悩んでいることや困っていること

今、自分自身について「悩んでいることや困っていることはない」と回答したこども・若者は23.2%で、これと無回答(2.4%)を除いた残りの74.4%のこども・若者は何らかの悩みごとや困りごとがあるということになります。

悩みごとや困りごととして最も多かったのは「将来のこと」(39.6%)で、「家計のこと」(28.2%)や「就職や職場のこと」(26.0%)がそれに続いています。

■今、自分自身について悩んでいることや困っていること

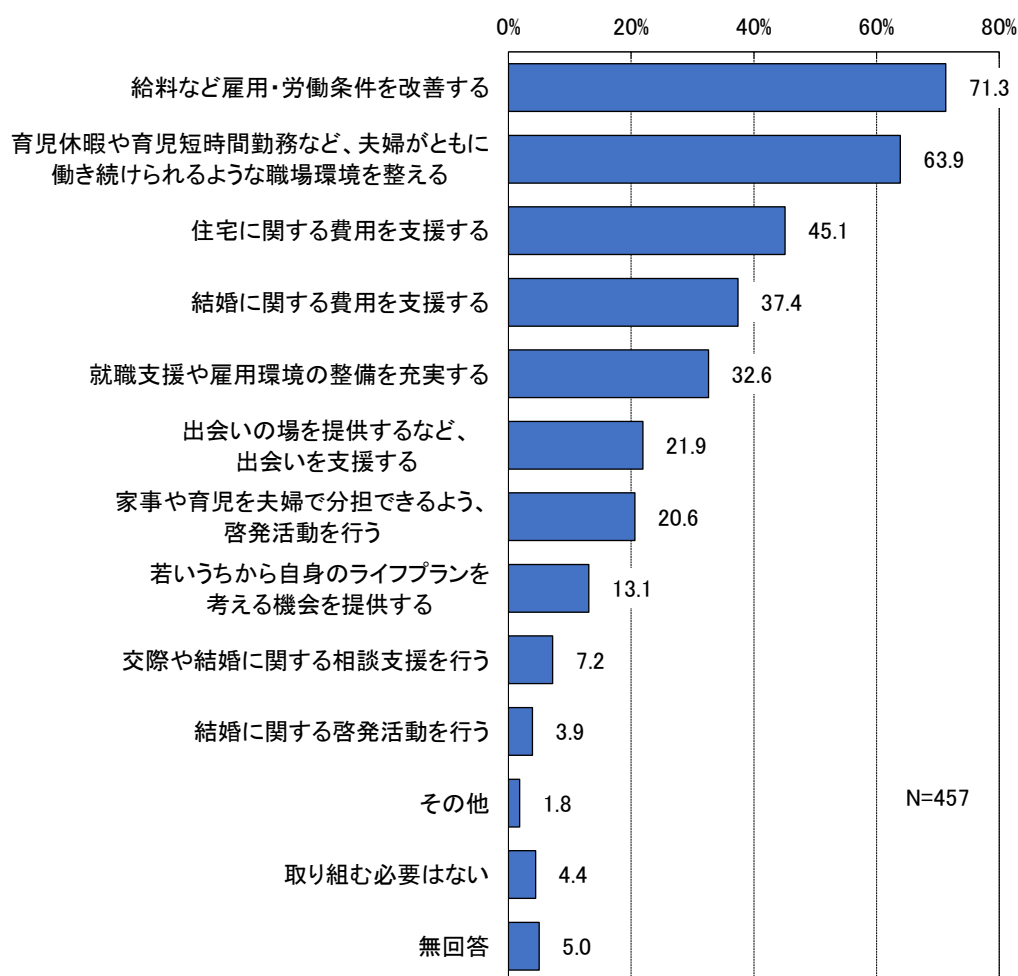


資料：若者の意識に関するアンケート調査結果

(4) 結婚を望む人が結婚できる環境を整えるために、あればよいと思う取組

結婚を望む人が結婚できるような環境を整えるために、あればよいと思う取組としては、「給料など雇用・労働条件を改善する」(71.3%)と「育児休暇や育児短時間勤務など、夫婦がともに働き続けられるような職場環境を整える」(63.9%)の回答割合が高く、以下、「住宅に関する費用を支援する」(45.1%)、「結婚に関する費用を支援する」(37.4%)と続いています。

■結婚を望む人が結婚できる環境を整えるために、どのような取組があればよいと思うか



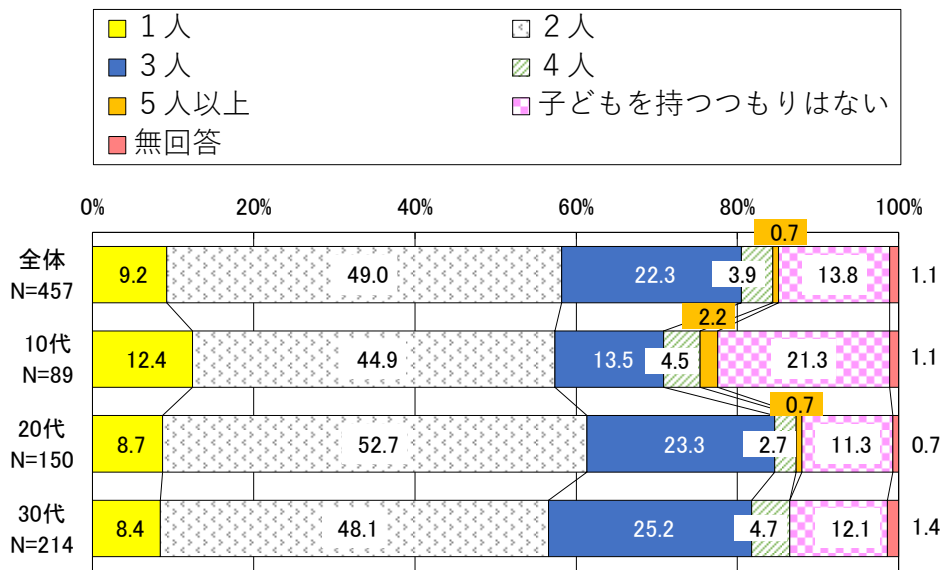
資料：若者の意識に関するアンケート調査結果

(5) 理想とするこどもの数について

理想とするこどもの数については、「2人」が49.0%と最も多くなっており、「3人」が22.3%で、それに続いています。

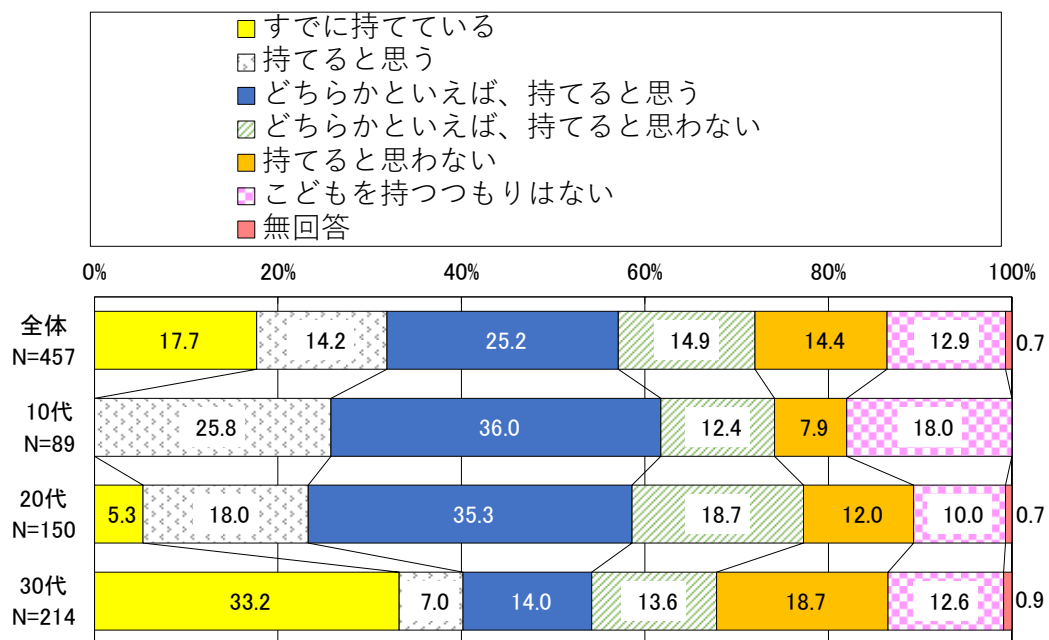
また、理想とする数のこどもを「どちらかといえば、持てると思わない」「持てると思わない」「こどもを持つつもりはない」と回答した人は42.2%となっており、その理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が61.7%と、特に高い割合となっています(次ページのグラフ参照)。

■理想とする(可能なら持ちたいと思う)こどもの数



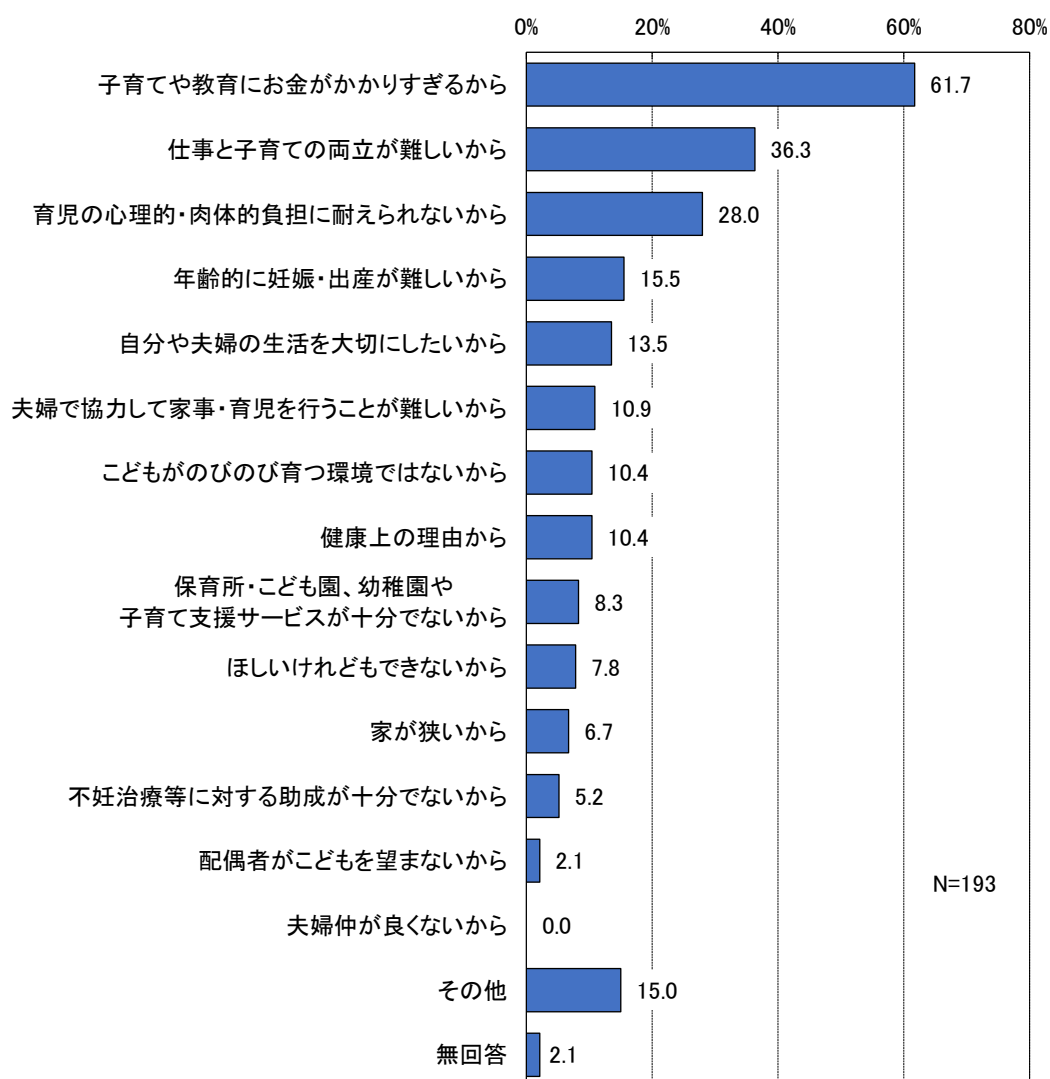
資料：若者の意識に関するアンケート調査結果

■今後、理想とする数のこどもを持てると思うか



資料：若者の意識に関するアンケート調査結果

■理想とする数のこどもを持てそうにない（こどもを持つつもりはない）と思う理由

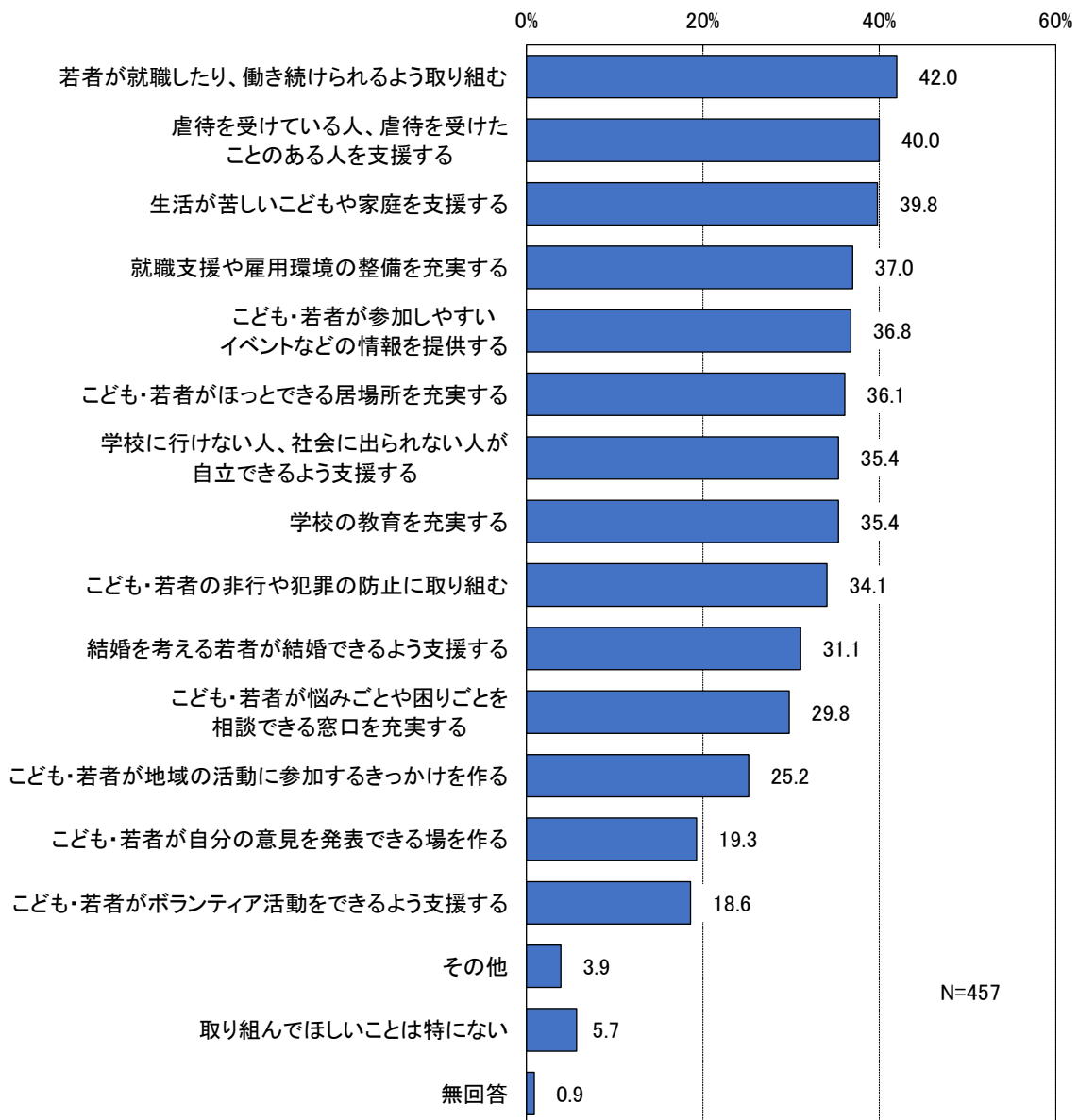


資料：若者の意識に関するアンケート調査結果

(6) こども・若者への支援について、取り組んでほしいこと

こども・若者への支援について、取り組んでほしいこととしては、「若者が就職したり、働き続けられるよう取り組む」が42.0%と最も多くなっており、以下、「虐待を受けている人、虐待を受けたことのある人を支援する」(40.0%)「生活が苦しいこどもや家庭を支援する」(39.8%)、「就職支援や雇用環境の整備を充実する」(37.0%)、「こども・若者が参加しやすいイベントなどの情報を提供する」(36.8%)、「こども・若者がほっとできる居場所を充実する」(36.1%)、「学校に行けない人、社会に出られない人が自立できるよう支援する」「学校の教育を充実する」(ともに35.4%)があまり変わらない割合で続いています。

■こども・若者への支援について、どんなことに取り組んでほしいか

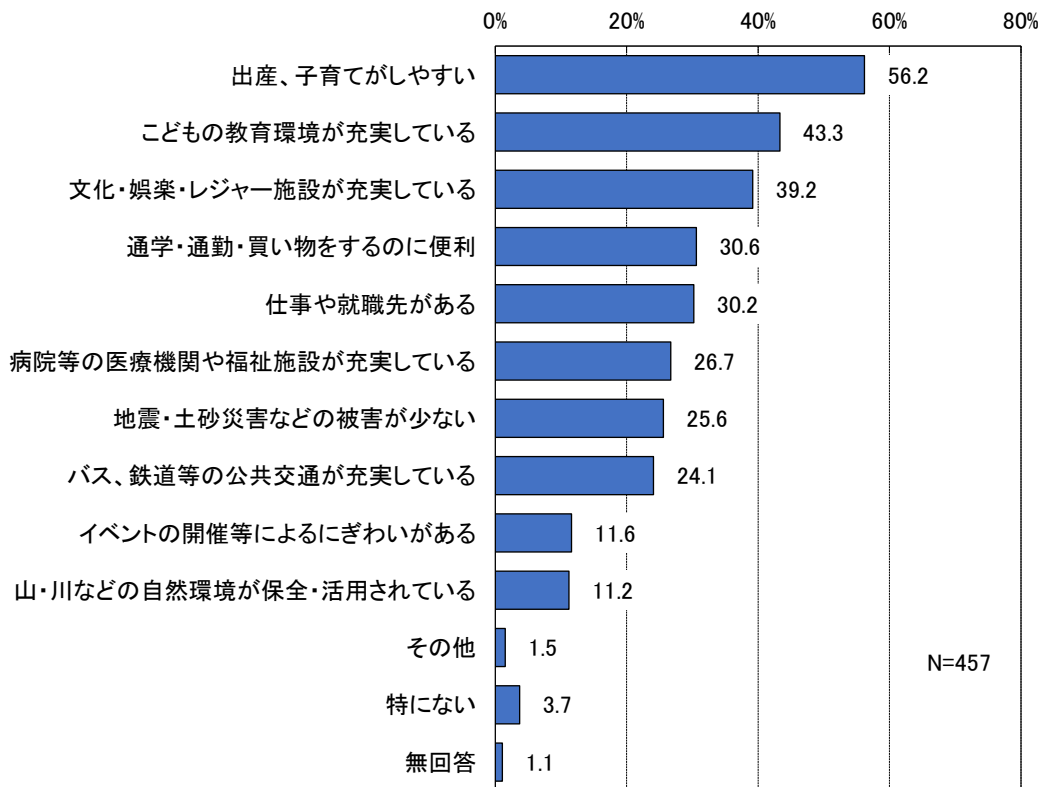


資料：若者の意識に関するアンケート調査結果

(7) 苅田町で暮らし続けるために特に整える必要があると思う環境

苅田町で暮らし続けるために特に整える必要があると思う環境については、「出産、子育てがしやすい」が56.2%と最も多くなっており、以下、「こどもの教育環境が充実している」(43.3%)、「文化・娯楽・レジャー施設が充実している」(39.2%)と続いています。

■ 苅田町で暮らし続けるために特に整える必要があると思う環境は何か



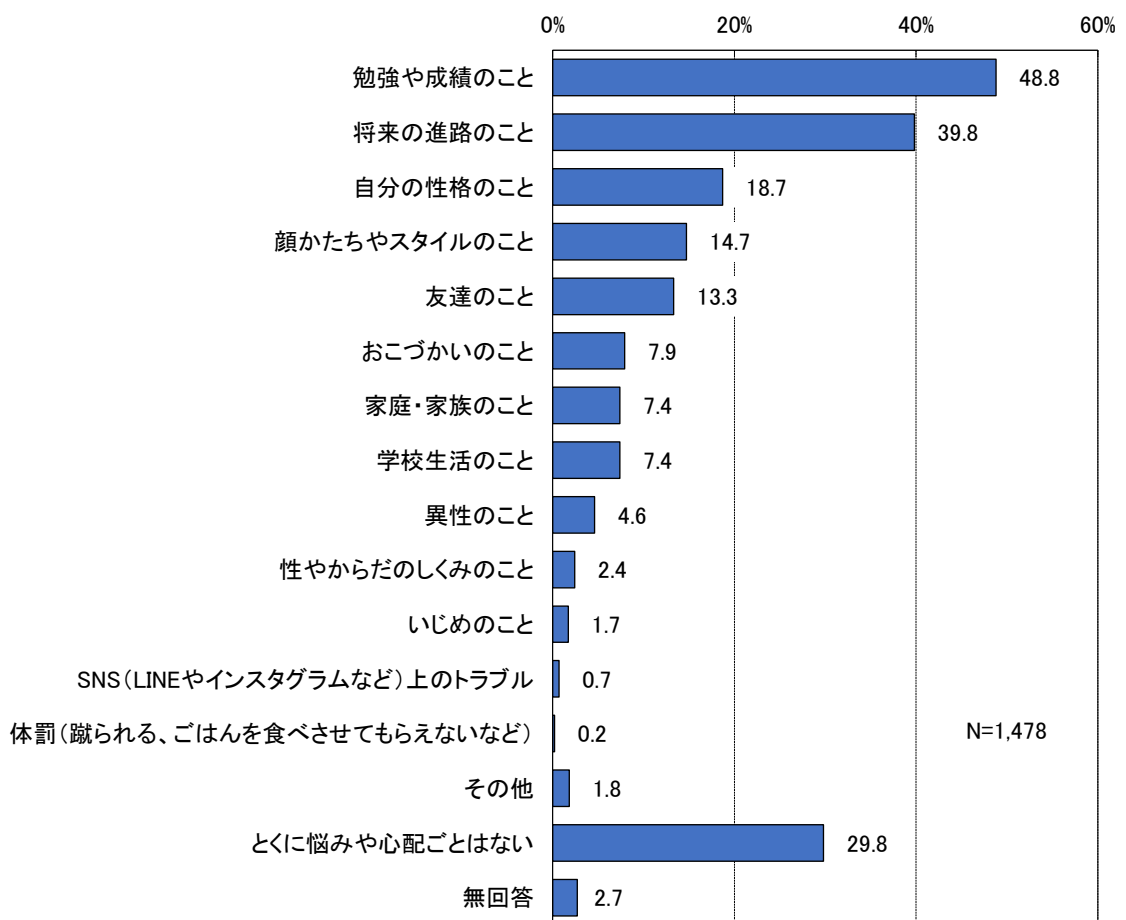
資料: 若者の意識に関するアンケート調査結果

2 アンケート調査結果に見るこどもの生活実態等

(1) 小中学生の悩みや心配ごと

「とくに悩みや心配ごとはない」と回答した小中学生は29.8%で、これと無回答(2.7%)を除いた残りの67.5%は何らかの悩みや心配ごとがあるということになります。具体的な悩みとしては、「勉強や成績のこと」(48.8%)、「将来の進路のこと」(39.8%)が上位にあがっています。

■現在、悩みや心配ごとがあるか



資料：こどもの生活実態調査（小中学生）結果

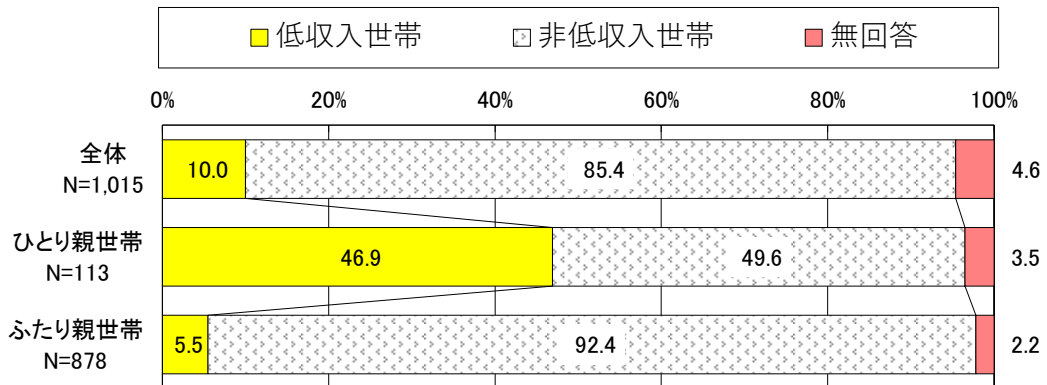
(2) こどもの生活実態調査結果に見る相対的貧困率

こどもの生活実態調査結果によれば、本町の子育て世帯の貧困線(等価可処分収入[※]の中央値の半分)は158.8万円となっており、「相対的貧困率(貧困線に満たない世帯)」(以下、「低収入世帯」という。)の割合は10.0%となっています。また、ひとり親世帯ではこの割合が46.9%に増加します。

また、低所得世帯やひとり親世帯では、現在の暮らしの状況について、「苦しい」「大変苦しい」という回答割合がそれ以外の世帯に比べ高くなっています。

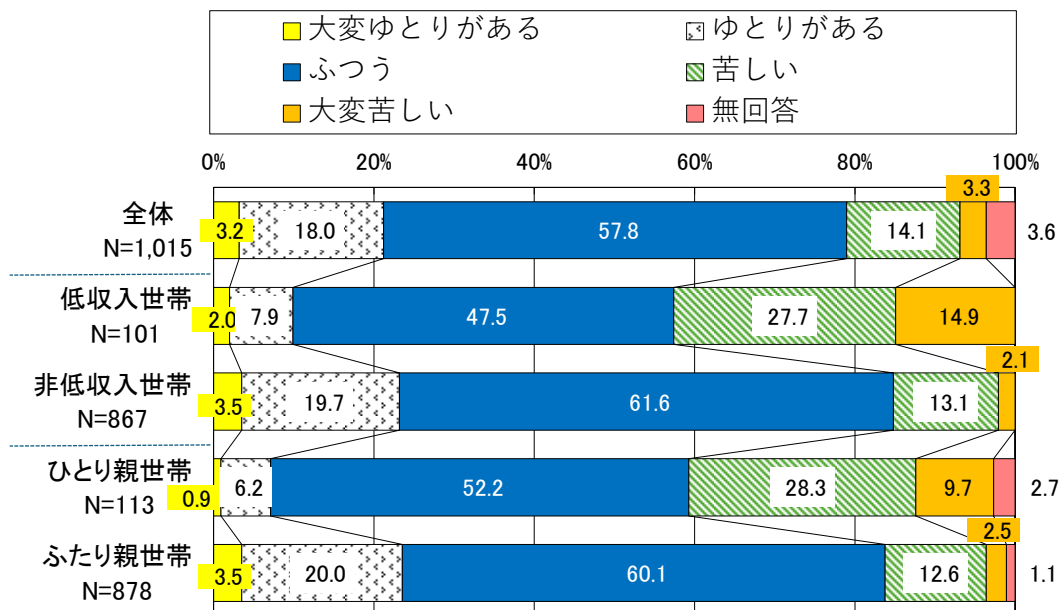
※等価可処分収入：世帯の人数構成の違いを調整して、世帯間の生活水準を公平に比較するための指標。世帯収入を家族人数の平方根で除して算出する。

■低収入世帯の割合



資料：こどもの生活実態調査（保護者）結果

■現在の暮らしの状況



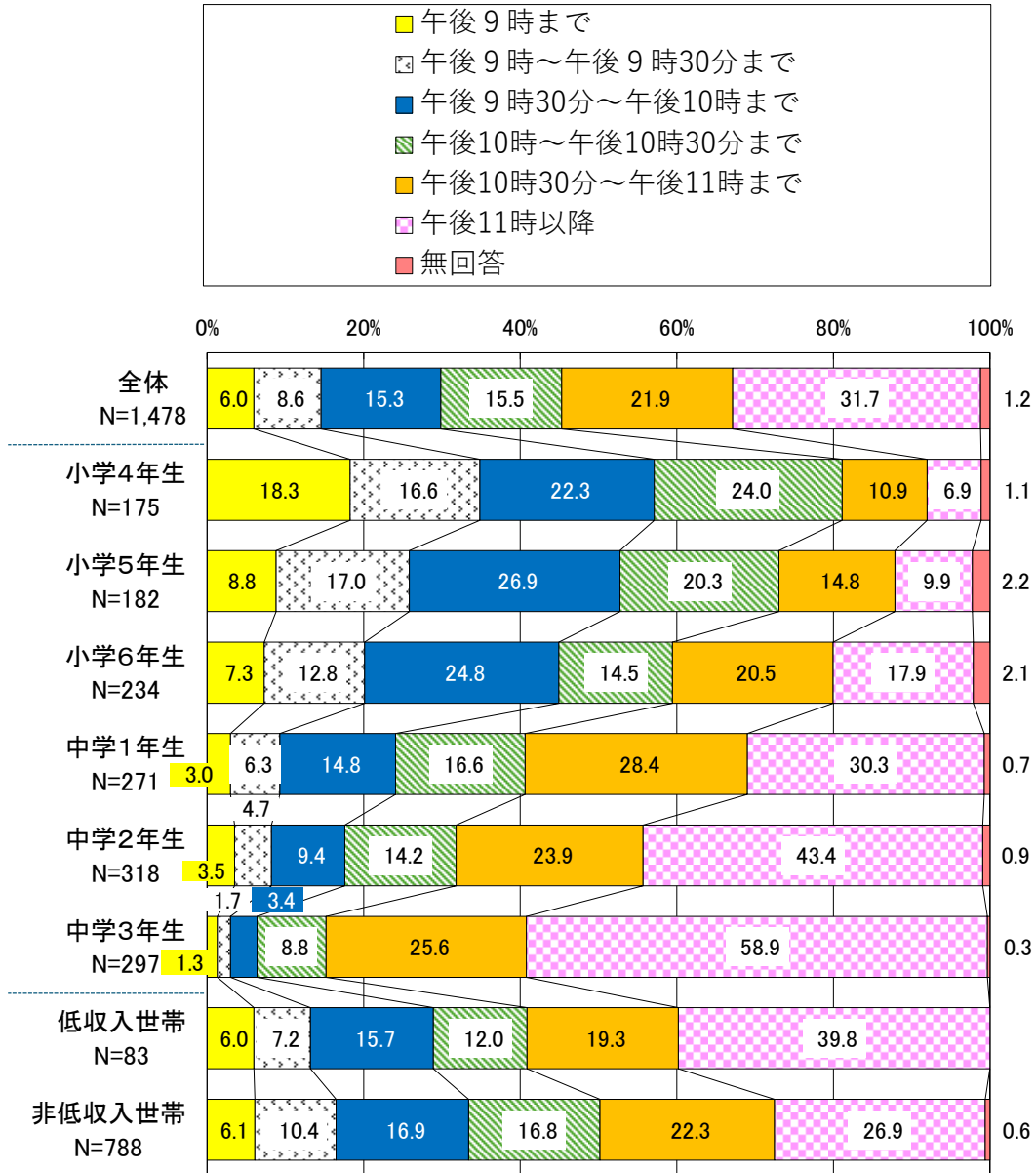
資料：こどもの生活実態調査（保護者）結果

(3) 平日の就寝時間

「午後11時以降」に寝る小中学生の割合は全体の31.7%で、学年が進むにつれてその割合も高くなっており、中学3年生では58.9%となっています。

また、「午後11時以降」に寝る人の割合を世帯類型別に見ると、低収入世帯では39.8%と、非低収入世帯(26.9%))に比べ高い割合となっています。

■ふだん(月曜日～金曜日)、何時くらいに寝ているか



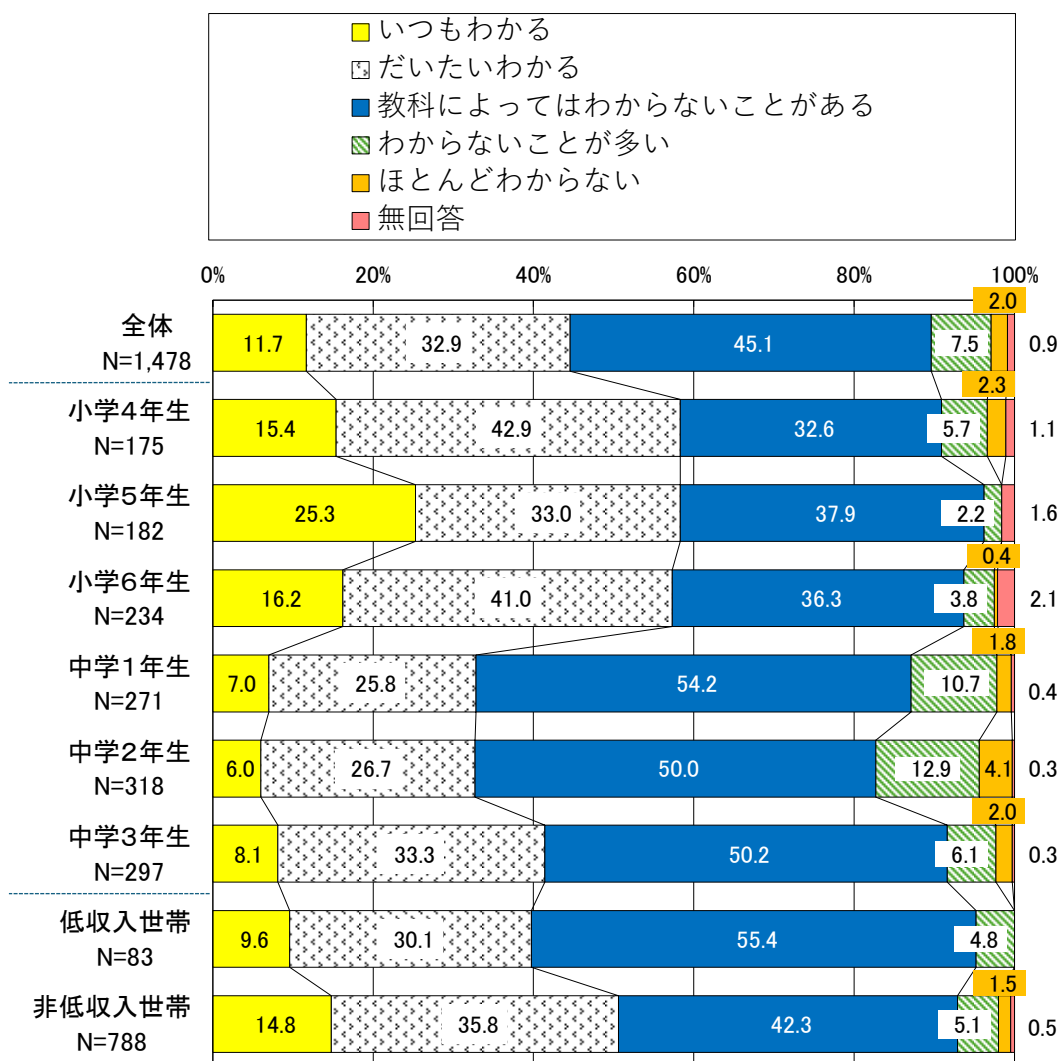
資料：こどもの生活実態調査（小中学生）結果

(4) 学校の勉強の理解度

学校の勉強が「いつもわかる」と回答した小中学生の割合は全体の11.7%で、「だいたいわかる」と回答した人(32.9%)を合わせると44.6%となっています。一方、「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答した人は全体の9.5%で、学年別に見ると、中学2年生で17.0%と最も高い割合となっています。

また、世帯類型別に見ると、学校の勉強が「いつもわかる」「だいたいわかる」と回答した人は、非低収入世帯の50.6%に対し、低収入世帯では39.7%と10.9ポイント低い割合となっています。

■学校の勉強がわからないことがあるか



資料：こどもの生活実態調査（小中学生）結果

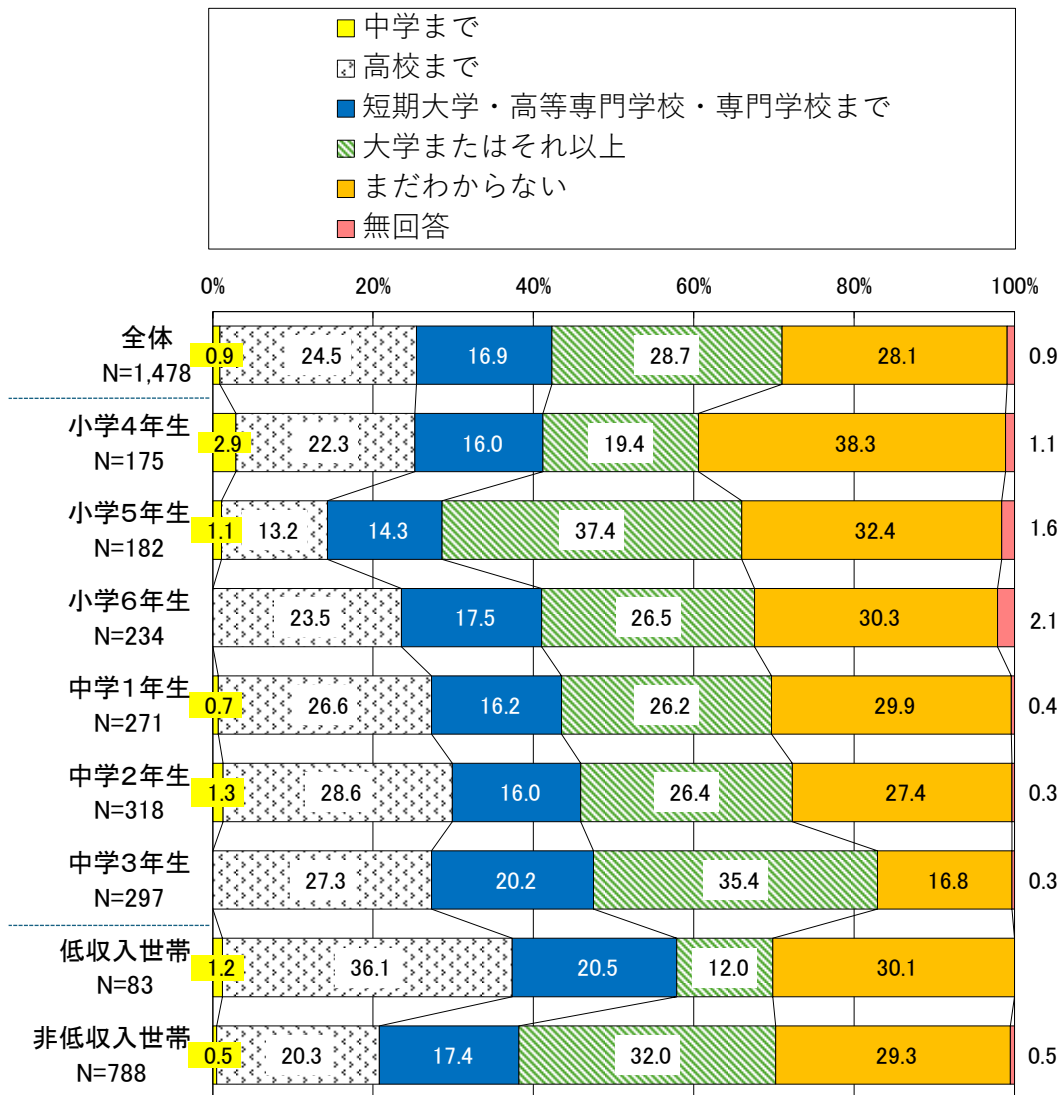
(5) 将来の進学希望

将来の進学希望については、「大学またはそれ以上」が全体の28.7%と最も多くなっています。学年別に見て「大学またはそれ以上」の回答割合が最も高かったのは小学5年生(37.4%)で、次いで中学3年生(35.4%)となっています。

また、「大学またはそれ以上」の回答割合を世帯類型別に見ると、非低収入世帯の32.0%に対し、低収入世帯では12.0%と低く、「高校まで」の割合が36.1%と最も高くなっています。

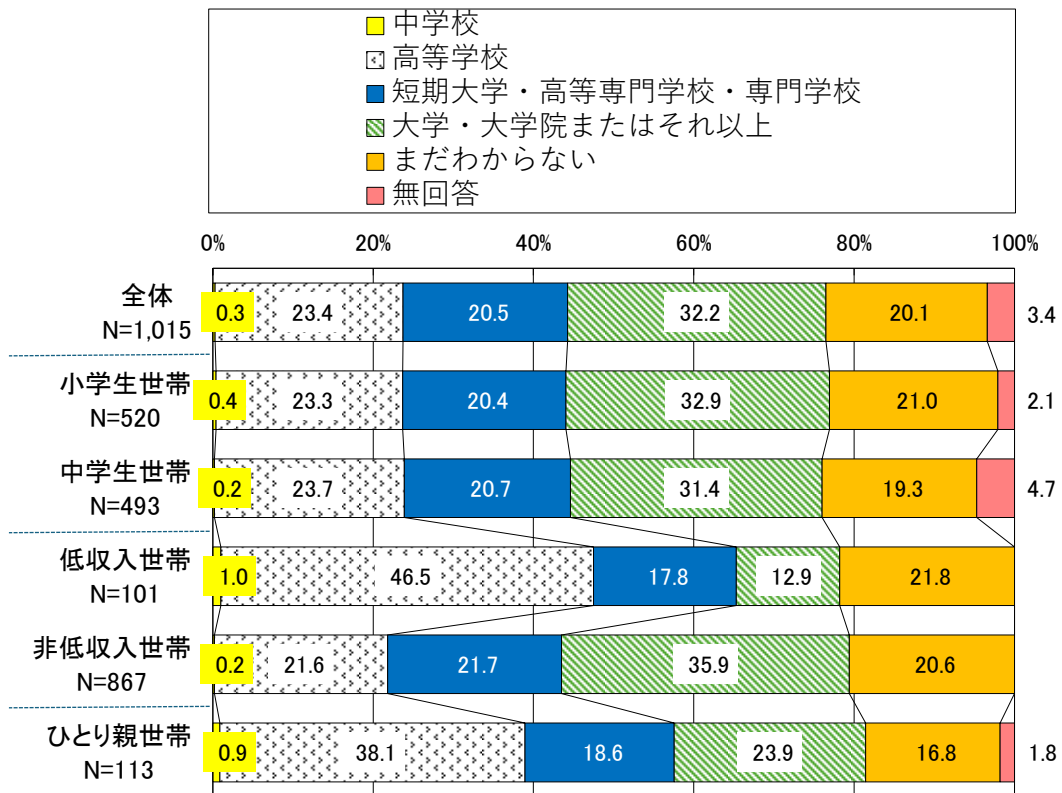
なお、保護者にこどもの進学見込みを尋ねた結果においても、全体の32.2%が「大学・大学院またはそれ以上」と回答していますが、低収入世帯ではその割合が12.9%と低く、「高等学校」の割合が46.5%と、最も高くなっています(次ページのグラフ参照)。

■将来、どの段階まで進学したいか



資料：こどもの生活実態調査（小中学生）結果

■こどもは将来、現実的に見てどの段階まで進学すると思うか

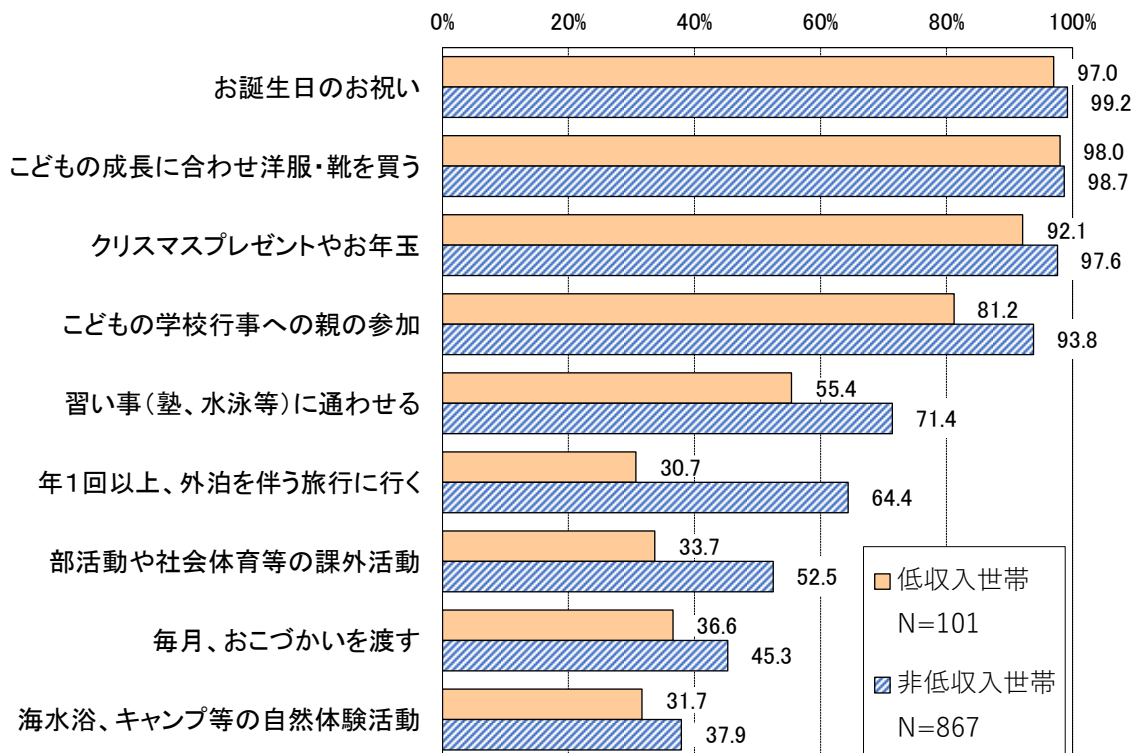


資料：こどもの生活実態調査（保護者）結果

(6) 家庭でこどもにしていること

家庭でこどもにしていることを尋ねた結果を見ると、上位2項目については、世帯の収入類型による大きな差異は認められませんが、3位以下の項目については、非低収入世帯に比べ低収入世帯の回答割合が低くなっています。中でも、「習い事(塾、水泳等)に通わせる」「年1回以上、外泊を伴う旅行に行く」「部活動や社会体育等の課外活動」の3項目については、その差が大きくなっています。

■家庭でこどもに以下のこと(9項目)をしているか



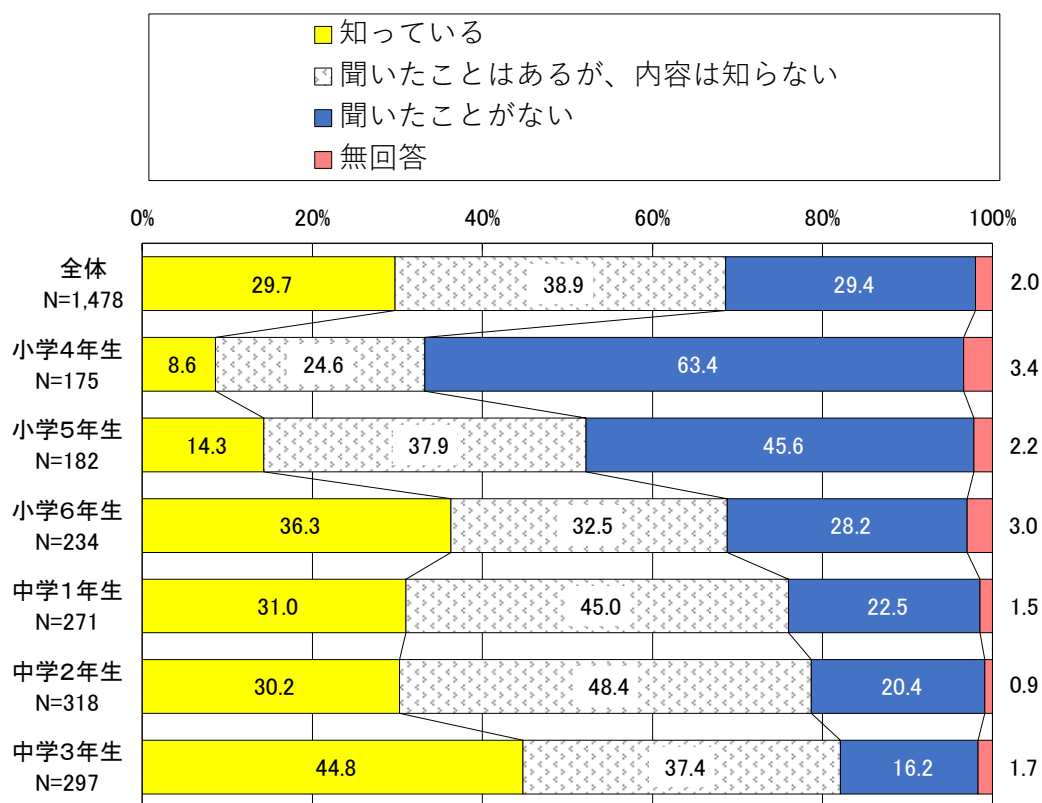
資料：こどもの生活実態調査(保護者)結果

(7) 「こどもの権利」の認知度

「こどもの権利」について「知っている」と回答した人の割合は全体の29.7%、同じく「聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答した人の割合は38.9%、「聞いたことがない」と回答した人の割合は29.4%となっています。

学年別に見ると、「聞いたことがない」と回答した人の割合は、学年が進むにつれて低くなっており、中学3年生では16.2%となっています。

■ 「こどもの権利」について聞いたことがあるか



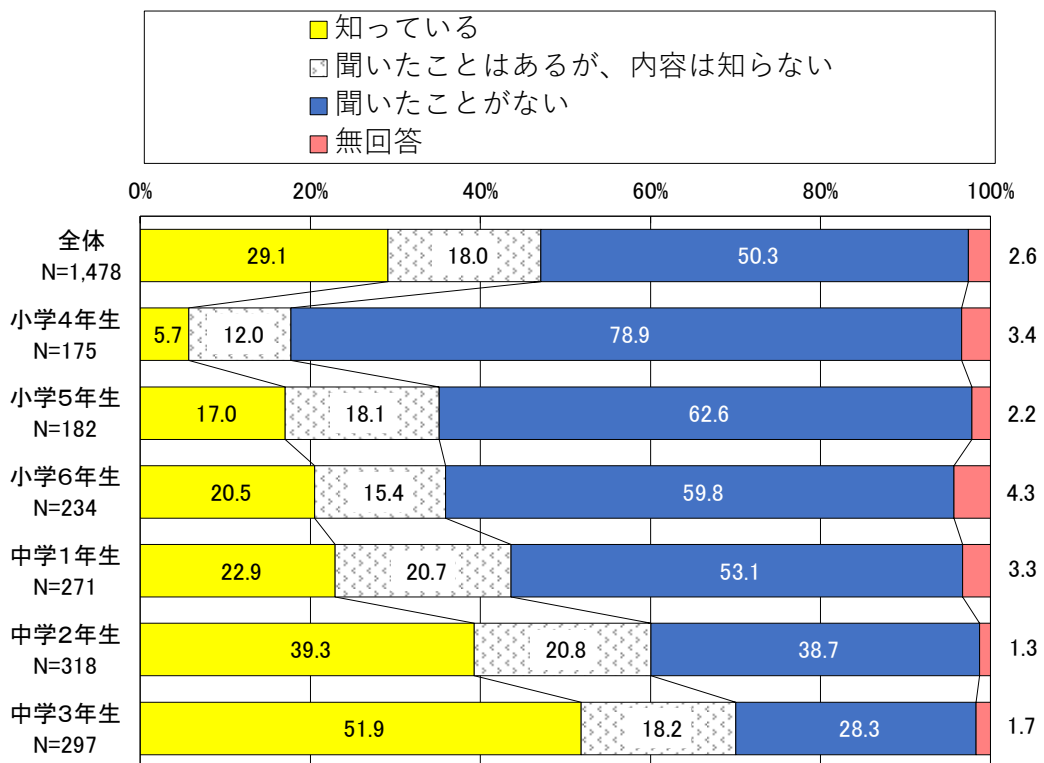
資料：こどもの生活実態調査（小中学生）結果

(8) 「ヤングケアラー」の認知度

「ヤングケアラー」について「知っている」と回答した人の割合は全体の29.1%、同じく「聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答した人の割合は18.0%、「聞いたことがない」と回答した人の割合は50.3%となっています。

「ヤングケアラー」の認知度を学年別に見ると、学年が進むにつれて認知度も上昇しており、中学3年生では「知っている」と回答した人の割合が51.9%となっています。

■ 「ヤングケアラー」について聞いたことがあるか



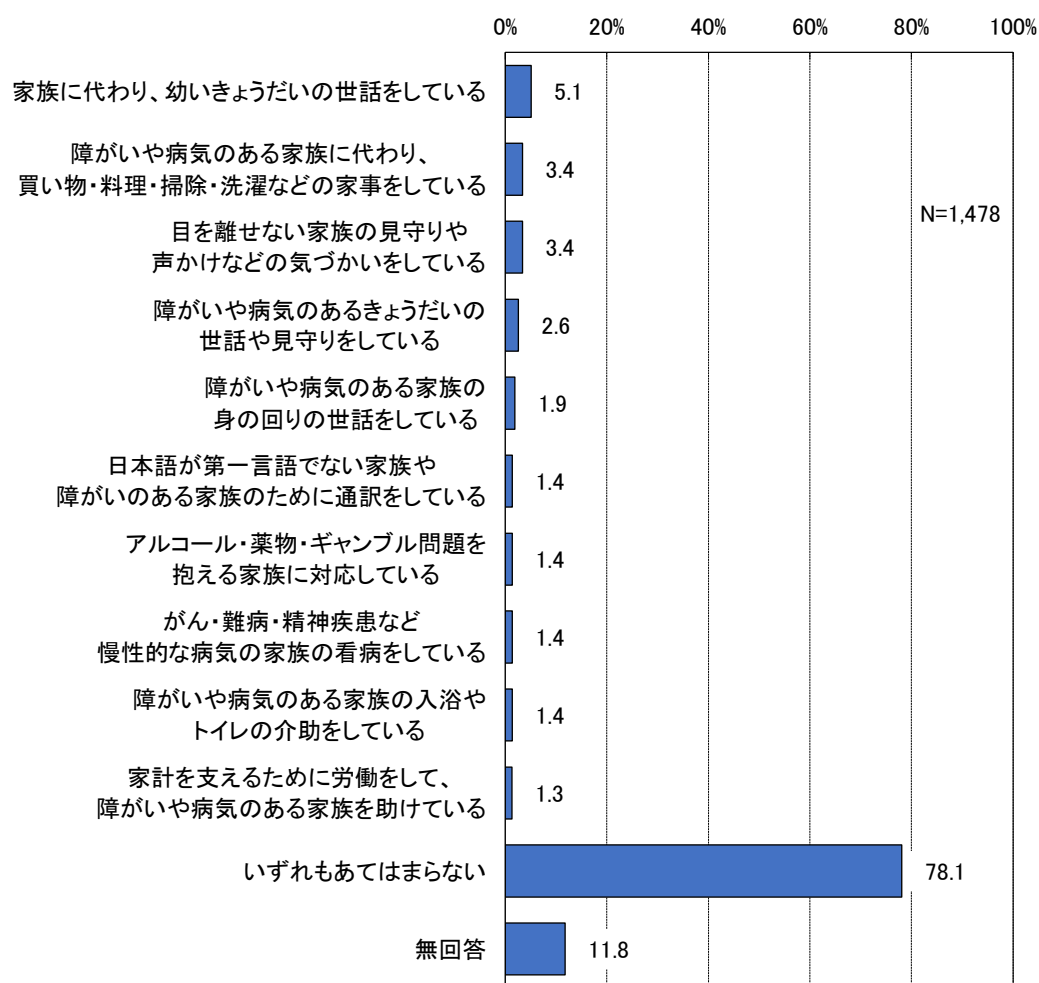
資料：こどもの生活実態調査（小中学生）結果

(9) ヤングケアラーにあてはまる小中学生の割合

ヤングケアラーの10の事例について「いずれもあてはまらない」と回答した人の割合は78.1%で、これと無回答(11.8%)を除く10.1%はいずれかの事例にあてはまると回答していることになります。

あてはまる事例として最も回答割合が高かったのは「家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている」(5.1%)で、「障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている」「目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている」がともに3.4%で、それに続いています。

■以下のようなヤングケアラーの事例にあてはまると思うものがあるか

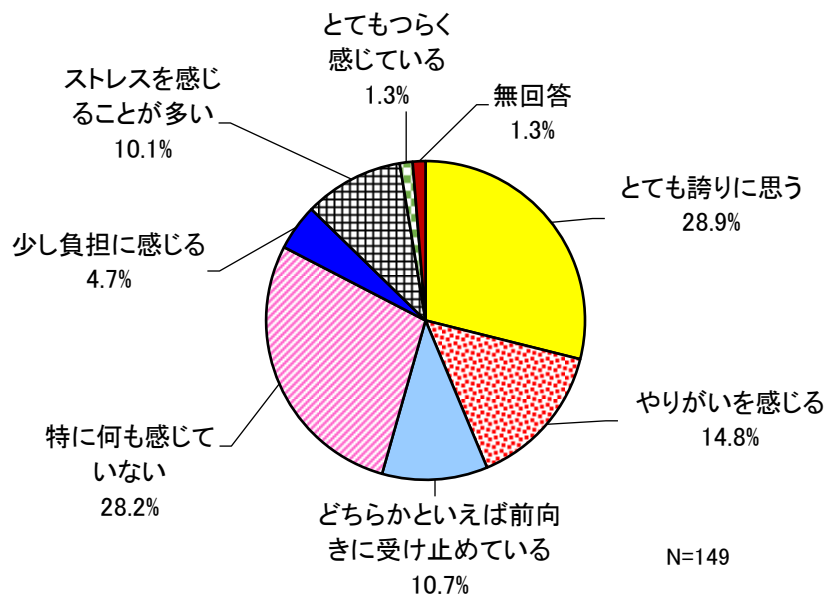


資料：こどもの生活実態調査（小中学生）結果

(10) 家族の世話をすることについての感じ方

ヤングケアラーにあてはまると考えられる小中学生に、家族の世話をすることについて、どのように感じているか尋ねたところ、「とても誇りに思う」が28.9%と最も多く、「やりがいを感じる」(14.8%)、「どちらかといえば前向きに受け止めている」(10.7%)など、肯定的に感じている人が半数を超えている反面、「とてもつらく感じている」(1.3%)、「ストレスを感じることが多い」(10.1%)、「少し負担を感じる」(4.7%)を合わせて16.1%の人が負担やストレスを感じていることがわかります。

■家族のお世話をすることについて、どのように感じているか



資料：こどもの生活実態調査（小中学生）結果

3 こども・若者の意見や意識

(1) 出張町長室における中学生からの提案

今回の出張町長室では、中学生の皆さんから「苅田町の将来」についていろいろな視点から提言、意見をいただきました。グループワークや、クラス内発表会を経て、当日は、クラスごとに1つの発表グループが町長に発表し、その後に町長が発表内容に対する考えや関連する町の取組を説明し、最後に生徒が町長に質問するという流れで行いました。当日町長の前で発表した班以外のもも含めると、提言のテーマとして多かったのは「学校の環境に関すること」、「公園や遊び場に関すること」、「こどもの居場所に関すること」でした。町内中学校へのお出張町長室における主な意見・提案は以下のとおりです。

【新津中学校3年生の意見】

- ・交通公園をつくる。
- ・野外映画館を実施する。
- ・街灯の数を増やしてみませんか。
- ・町主催のボランティア活動の拡張
- ・給付型奨学金の設置・拡充
- ・SNSなどでCMを流し、知名度を上げる。



【施策への反映】

ボランティア活動の充実や、給付型奨学金など町のイメージ向上の取組については、もっと参加しやすい活動の検討や、奨学金の返還奨励金制度の浸透を進めます。

取組を知ってもらうこともイメージ向上につながるため、YoutubeやInstagramにて紹介し、中学生にも興味を持ってもらえるような内容を検討します。

【苅田中学校2年生の意見】

- ・町内にハザードマップを掲示する。
- ・山笠格納庫に食料の備蓄
- ・防災無線を年1回確認してほしい。
- ・商店街をもっと活気のある商店街に。
- ・新しい公式キャラクター
- ・カーブミラーをもっと確認する教育を。



【施策への反映】

提案いただいたカーブミラー普及啓発のキャラクターは、カーブミラーの存在や交通安全をPRするのに大変効果的であるため、交通安全の啓発グッズに使用します。



考案されたキャラクター
「カブオン」

(2) 学生への意見聴取の内容

学生への意見聴取では、西日本工業大学と北九州保育福祉専門学校の学生の皆さんに、暮らしたい町の姿や働きたい職場、余暇の過ごし方、定住の決め手、自治体情報の見え方・伝え方について聞きました。

学生の皆さんの声を通して、暮らしと働き方のニーズは「安心・便利・人とのつながり・楽しさ・働きやすさ」がバランスよく満たされることに集約されると受け止めました。まず、治安や災害への備え、道路など身近なインフラの整備、医療・商業・公共交通・デジタル通信といった基盤的な利便性が前提条件として重視されています。そのうえで、地域の人の温かさや交流のしやすさが、中長期的に「ここに住み続けたい」という思いにつながっていくことがうかがえます。

余暇の面では、授業や仕事の合間にも気軽に立ち寄れて、長く滞在しても心地よい“サードプレイス※”的な場の不足感が示されました。軽飲食や遊び、スポーツの機会が身近にあり、夜間も使いやすいといった要素が、若い世代の生活満足度の向上に寄与すると考えられます。

働き方については、賃金水準だけではなく、職場運営のわかりやすさや公平さ、良好な人間関係、休暇やシフトの柔軟さといった心理的安全性や時間の自由度が重要視されています。保育分野では、サービス残業や持ち帰り業務への不安が根強く、ICTによる業務効率化や通勤環境の整備が、就職先の選択や定着に大きく影響することが確認できました。

自治体の情報発信に関しては、まだまだ届いていない現状が見えてきました。一方で、短尺の SNS 動画で、映える・お得・行ってみたいと思える具体的な内容が提供されれば、視聴につながりやすいという手応えも示されています。地元の著名人や企業との連携、首長の素顔に触れられる企画、学校や駅名など身近なキーワードを活用した見せ方は、共感や話題性を高めるきっかけになりやすいと考えます。

これらの貴重な意見については、関係各課で共有し、今後の町の仕事の参考とさせていただきます。

学生への意見聴取における主な質問とそれに対する回答内容は、次ページ以降3ページにわたって掲載しています。

※サードプレイス：家庭（ファーストプレイス）と職場・学校（セカンドプレイス）のどちらでもない、人が「自然体でいられる第三の居場所」を指す。

【西日本工業大学（第1回） 定住化について】

「大学卒業後、どんな町で暮らしたいですか？」

- 治安が良いところ
- 近くにコンビニ、スーパー、病院がある利便性の高いところ
- コンビニが多いところ、人が多すぎないところ
- 人が温かい町 住んでる人同士の交流や関わりがある町
- 生活に必要なものを買える、そろっている町
- 住むのは都会過ぎないところで、ちょっと遠出したらものを買えるところ
- 部活が終わったら閉まっている店が多い。食事する場所が充実しているところ
- 道路が整備されている町

「仕事を決める際に、ここで働きたいと思える条件、若者たちにとって、魅力的な働き先ってどんなところですか？」

- 人によって指示が違わない、マニュアルがしっかりしているところ
- 社会に貢献できる実感が持てる場所
- 残業はいいけど、休日出勤がないところ
- 上司、同僚などの人間関係がいいところ
- 社内食堂とかがあって、福利厚生が充実しているところ
- 給料は高すぎなくていいから休みや自由な時間が確保されているところ
- 給料は高すぎなくていい。休みたいときにシフトとかの希望が通りやすいところ

「余暇について、どんな場所があったら利用したいと思いますか？」

- 立ち飲みとかあれば参加しやすいので、ほかの自治体がやってる役所での角打ち
- キャンプ場やレジャー施設
- ラウンドワンとか長時間遊べる場所
- 野球のグラウンドなど、スポーツ施設
- ゲームセンター
- 時間をつぶせる場所(授業がないときに時間をつぶせる、商業施設とか)
- 大きめのショッピングモール

「ずっと住みたくなる町の条件、定住の決め手を挙げるなら何ですか？」

- 治安が良い。(4人)
- 食べ物がおいしく、飲食店が充実している。(4人)
- 利便性(ほしいものがそろう、公共交通)(4人)

- 人が温かい。(2人)
- イベントがたくさんある。(2人)
- 災害に強い。
- 過密過ぎない。
- 人とつながる場所がある。
- 商業施設がある。



【西日本工業大学（第2回） 自治体の情報発信について】

「自治体の情報を見かけますか？」

- 見たことがない人が多数

「どんな内容なら見ようと思いますか？」

■形式

- 短い動画
- インスタやTiktokのリアル動画

■内容

- インスタ映えする飲食店
- 地元有名人による地元 PR
- 穴場カフェ、スポット
- 写真映えする場所
- イベントやクーポン

■きっかけ

- 関連で動画が流れてきたら
- 友人からの勧め
- 知ってる駅名が出たら



「もし自分が行政の広報担当職員になったら、どんな情報発信をしたいと思いますか？」

- 有名企業とコラボしてみたい。苅田町との関わりについてリレー方式で聞いていく。
- 安いおいしいごはん屋さん
- 苅田の活躍するスポーツ 小学・中学・高校・大学にそれぞれスポットをあてる。
- 町長一日密着 町長と●●やってみた。普段の一面を見せてほしい。
- 山と海がある、空港もあるのを売りにしていけばいいのでは。
- Tiktok で苅田の食べ物とか流す。

【北九州保育福祉専門学校 定住化、保育現場の人材確保について】

「大学卒業後、どんな町で暮らしたいですか？」

- 大きいゲームセンターがある。
- いつか運転ができなくなっても外出できるように、交通の便がいいところ
- 騒音を気にしなくていい、田舎の静かな場所
- 野球場など、スポーツのできる場所があるところ
- デジタル環境が整っているところ(回線速度など)
- こどもの遊び場や若者の活動が見えたりすると思う。
- 帰ってきたいと思える昔からの文化などが残っていたら帰ってきたくもなる。
- 「企業が少ないから戻ってこない」というのを解消するために、若い人たちの働きたくなる企業があれば。

「保育士・幼稚園教諭として働くとき『ここで働きたい』と思えるには何が必要ですか？」

- 給与面(6人)
- 人間関係(4人)
- 休みの確保とサービス残業なし(2人)
- 車通勤でき、駐車場がある。(2人)
- 家から近い。(2人)
- 福利厚生がしっかりしている。

- 自然がいっぱいの中で保育
- 園内が広い。
- 地域との連携(地域からの理解)
- やりがいがある。
- 向上心があり、質が良いところ
- 持ち帰り業務が少ない。
- ICT の導入



第 3 章

計画の基本的な考え方

1 こどもまんなか社会の実現に向けて

こども大綱が実現を目指す「こどもまんなか社会」とは「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」を指します。

【こどもまんなか社会】

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神に則り、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。



2 計画の基本理念

苅田町子ども・子育て支援事業計画では、こどもや子育て家庭にやさしいまちづくりを推進するため、「子どもが輝き 安心して子育てができるまち かんだ」を基本理念と定めましたが、本計画では、こども大綱の考え方を踏まえ、より端的にこどもが幸せな状態で暮らせるまちという視点で、施策の推進を図ります。もとより、こどもが幸せな状態で暮らせるまちは大人にとっても幸せなまちです。この計画では、今を生きる、未来を生きる全てのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって自分らしく輝けるまちを目指します。

全てのこどもが夢や希望をもって自分らしく輝けるまち

～こどもまんなか社会の実現を目指して～

3 計画の基本方針

こども大綱におけるこども施策に関する基本的な方針を踏まえ、本計画では、以下の5点を基本方針とします。

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を大切にし、その意見を尊重する
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代が子育てを楽しめるよう、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組む

4 施策の体系

本計画では、こども大綱を踏まえ、こども施策を以下のように3つに分類し、それぞれの取組を定めます。

| 1 ライフステージを通じた重要施策 | |
|-------------------|--------------------------------|
| (1) | こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 |
| (2) | 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり |
| (3) | こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 |
| (4) | こどもの貧困対策 |
| (5) | 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 |
| (6) | 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 |
| (7) | こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 |

2 ライフステージ別の重要施策

| | |
|-----|---|
| (1) | <p>こどもの誕生前から幼児期まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 |
| (2) | <p>学童期・思春期</p> <ul style="list-style-type: none"> ① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の充実 ② 居場所づくり ③ 心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ④ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ⑤ いじめ防止 ⑥ 不登校のこどもへの支援 ⑦ 校則の見直し ⑧ 体罰や不適切な指導の防止 |
| (3) | <p>青年期</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高等教育の就学支援 ② 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ③ 結婚を希望する人への支援 ④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 |

3 子育て当事者への支援に関する重要施策

| | |
|-----|--------------------|
| (1) | 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 |
| (2) | 地域子育て支援、家庭教育支援 |
| (3) | 共働き・共育て*の推進 |
| (4) | ひとり親家庭への支援 |

※共働き・共育て：性別にかかわらず、家庭内の家事・育児・就労等の役割を家族が協力して担うとともに、保育・教育・地域・企業・行政が一体となって子育てを支える社会の実現を目指す考え方をいう。家庭の状況に応じた柔軟な支援と、安心して子育てと就労を両立できる環境整備を進めることを目的とする。

第 4 章

こども施策の展開

1 ライフステージを通じた重要施策

(1) とも・若者が権利の主体であること社会全体での共有等

我が国が「こどもの権利条約」を批准し、こどもの最善の利益を守り、健やかな発達ととも独自の権利を擁護することが合意されてから30年が経過しました。しかし、未だその正しい理解が十分に浸透したとは言えない状況にあります。とも大綱が目指す「ともまんなか社会」を実現するため、こどもの人権に関する理解促進や人権教育・人権啓発活動を推進し、とも・若者が権利の主体であることを社会全体で共有することを目指します。

また、権利の主体たるとも・若者には、自由に意見表明し、それが反映される権利が保障されなくてはなりません。とも基本法では、とも施策に対するとも等の意見反映の措置を取ることが義務付けられています。本町においても、とも家庭庁が取り組んでいる「とも若者★いけんぷらす」や「とも・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に基づき、とも・若者の意見表明ができる機会を確保し、町政に反映できる仕組みづくりに取り組めます。

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|------------------------|--|------------------------|
| ①こどもの権利条約等の普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> こどもの健全な成長を保障するためには、こどもを権利の主体者としてとらえることが重要であり、こどもの権利条約やとも基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や普及啓発に努め、とも・若者が権利の主体であることの周知を図ります。 | とも課 人権男女共同 参画室 |
| ②人権教育・啓発の充実 | <ul style="list-style-type: none"> こどもの発達の段階に応じ、人権の意義・内容について理解を促すとともに、適正な人権感覚を育成し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」が実感できるように努めます。 | 学校教育課 とも課 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 家庭、学校、地域等の関係機関との連携を深め、社会全体で人権啓発を推進します。次代を担うともたちには、継続した人権教育を推進します。 | 人権男女共同 参画室 生涯学習課 |
| ③こどもの意見表明・参加に関する仕組みづくり | <ul style="list-style-type: none"> 「とも・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を参考に、町政運営におけるこどもの意見表明・参加の仕組みづくりを行います。 | とも課 |

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|--------|--|---------|
| ④出張町長室 | <ul style="list-style-type: none"> ●こども・若者の意見聴取の機会として、町長が学校等を訪問し、こども・若者から直接意見を聞き施策に反映します。 | 企画課 |

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

多様な遊びや体験は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、言語や数量等の感覚、創造力や好奇心、自尊心、やり抜く力、折り合いをつける力など様々な能力を養うとともに、多様な動きを身に付け、健康を維持することにもつながります。

こども・若者が気軽に遊べる場所を確保するとともに、野外活動、文化活動、読書活動、ボランティア体験等、多様な体験機会の充実を図ります。

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|-----------------|--|---------|
| ①遊びや体験の場の充実 | ●安全で安心して遊べる公園やグラウンドを整備することで、こども・若者の自由な遊びの機会を確保します。 | 都市計画課 |
| | ●利用申請をした団体に対して、小・中学校の校庭、体育館を開放し、こどもたちの遊び場や地域のスポーツ活動の場として提供します。 | 生涯学習課 |
| | ●地域に住むこどもたちが、異年齢の遊び仲間とともに多様な活動ができるよう、苅田町子ども会育成連合会や苅田町青少年町民会議が行う事業を支援します。 | 生涯学習課 |
| ②公民館等での講座・教室の実施 | ●公民館や社会教育施設における講座や教室の開催により、親子の学びを支援します。 | 生涯学習課 |
| ③読書活動の推進 | ●町立図書館において、読書のきっかけづくりとなる赤ちゃんや幼児・児童向けのお話し会や、親子で気軽に楽しめる図書館講座や図書館まつりを行うなど、こどもの読書活動を応援します。 | 生涯学習課 |
| | ●親子のふれあいを大切に、子育てを楽しめる環境づくりのため、ブックスタート事業として絵本セットを配付し、家庭での読み聞かせや会話を楽しむ時間づくりを応援します。 | こども課 |

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

令和元年12月に施行された「成育基本法」に基づき、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することが求められています。周産期医療や小児医療の体制整備は主に県の責任で行われますが、こどもや若者への切れ目のない保健の提供は町の責任において行う必要があります。

本町では、令和6年4月に設置したこども家庭センターを中心に、こども・若者が、性と生殖に関する正しい知識を身に付け、将来こどもを産み育てる準備として栄養管理を含めた健康管理を行えるよう、プレコンセプションケア※(妊娠前の健康管理)の周知を進めるとともに、妊娠前から子育て期まで切れ目なく母子保健サービスの提供に取り組めます。

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|----------------------|--|---------|
| ①切れ目のない支援の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●こども家庭センターにおいて、妊娠から出産、子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供する体制を構築し、保健サービスの提供と保健師等による専門的な相談支援を行います。 | こども課 |
| ②プレコンセプションケアの取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●プレコンセプションケアについての周知・啓発を行います。 ●妊娠前からの体や心などの相談を受けた場合、専門機関である福岡県プレコンセプションケアセンターを紹介するなど、相談者が自分の健康に意識を向けられるように支援します。 | こども課 |
| ③学校教育における性教育・健康教育の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ●こどもの成長や発達の段階に応じた性教育と健康教育に取り組めます。 | 学校教育課 |

※プレコンセプションケア：「性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うこと」を指します。（こども家庭庁 プレコンセプションケア推進5か年計画より）

(4) こどもの貧困対策

「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」では、こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として推進されなければならないとされています。

本町では、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、貧困の状況にあるこどもの成育環境を整備するとともに、学習等の機会が失われることがないように、こどもの貧困対策を総合的、効果的に推進します。

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|-----------------|---|-------------|
| ①就学援助 | ●こどもが町立の小中学校に通学するうえで、経済的な理由によって給食費や学用品代などの支払いが困難な場合に費用の一部を援助します。 | 学校教育課 |
| ②奨学資金貸付 | ●経済的理由により就学が困難な者に対して奨学資金を貸与し、教育の機会均等を図ります。 | 学校教育課 |
| ③奨学金返還支援 | ●町の奨学資金の貸し付けを受け、働きながら貸付金を返還している方に対して、一定の条件を満たす方に前年度返還分の一部を奨励金として補助します。 | 学校教育課 |
| ④若年者専修学校等技能習得支援 | ●経済的な理由により専修学校などで修業することが困難な人に対して、技能習得資金を貸与します。 | 学校教育課 |
| ⑤生活困窮世帯等の自立支援 | ●生活困窮者自立支援相談員が、生活に困窮した人のさまざまな課題に関する相談に応じ、専門機関と連携し、生活保護の申請や家計相談、就労支援につなげていきます。 | 福祉課 |
| ⑥保護者に対する就労の支援 | ●貧困の状況にある世帯の生活を安定させるため、子育てと仕事の両立など、保護者が働きやすい環境づくりを行うとともに、ひとり親家庭の親の学び直しの支援や離職者等に対する就業相談等に関する情報提供を行います。 | こども課 |
| ⑦経済的な支援 | ●貧困の状況にある家庭の生活を下支えするため、法律等に基づき児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要に応じて社会福祉協議会が行う貸付け等を案内します。 | 福祉課 こども課 |

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

我が国が平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約」は、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者が社会に参加し、包容されることを促進することを目指して、障がい者の権利を実現するための措置等を規定しています。

同条約やこども基本法の趣旨を踏まえ、障がいのあるこども・若者や発達に特性のあるこども・若者について、それぞれの特性や状況に応じた支援を行うとともに、特別な支援を要するこどもと他のこどもと一緒に保育・教育を受けることのできるインクルーシブな保育・教育体制を推進します。

また、慢性疾患や難病を抱え、その治療が長期間にわたることにより、身体面、精神面、経済面で困難な状況に置かれているこどもやその家族を支援するため、医療費等の助成や相談支援を行います。

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|----------------|--|---------|
| ①発達相談事業の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健診等において発達上の課題がみられるこどもに対し、療育支援教室や臨床心理士等の発達相談の場を提供します。保護者の心配や不安に寄り添い、療育支援の必要性を判断し、早期療育につなげます。 | こども課 |
| ②発達支援型巡回訪問支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●町内の保育所・幼稚園を巡回訪問し、発達に何らかの気になる点があるこどもに対し、早期に療育への支援を促し、早期に特性に応じた発育を促進するとともに、専門家(臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等)の意見を得て保育現場にかかる負荷の軽減を図ります。 ●専門機関への紹介、就学に向けた支援のため教育委員会との連携を図るなど、関係機関との連携を図ります。 | こども課 |
| ③新生児聴覚検査の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●先天性難聴は、早期発見し適切な支援を行うことのできることから、新生児聴覚検査にかかる費用を助成し、赤ちゃんの健やかなことばの発達を支援します。また、支援が必要なこどもに対しては、早期に適切な治療及び療育を紹介します。 | こども課 |

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|---------------------------|---|----------------------|
| ④ 保育所等における障がい児の受入の推進 | ●障がいのあるこどもの保育を行う保育所等に対し補助金を交付し、保育所等における障がい児の受入の推進を図ります。 | こども課 |
| ⑤ 障がい児通所サービスの提供 | ●障がいのあるこどもや発達に特性のあるこどもの日中や放課後等における居場所を確保するとともに、集団生活への適応訓練等の実施や、その家族の一時的な休息を図るため、児童発達支援や放課後等デイサービス、日中一時支援事業、医療的ケア児在宅レスパイト事業等を実施します。 | 福祉課 |
| ⑥ インクルーシブ教育※の推進 | ●インクルーシブ教育を推進するため、生活支援員等を配置し、一人ひとりのこどもの実態に応じた学習支援や生活指導を行います。 ●保育園・幼稚園、学校等において、通園通学を希望する医療的ケア児が安心して過ごし、学べるよう、関係課・関係機関が連携し体制整備に努めます。 | 学校教育課 こども課 福祉課 |
| ⑦ 難病患者等への支援 | ●難病のこどもとその家族に対して、福祉サービスの提供により療養生活の支援等を行います。 | 福祉課 |
| ⑧ 小児・AYA世代※がん患者在宅療養生活支援事業 | ●40歳未満のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して療養生活を送ることができるよう、在宅サービスに係る利用料の一部を助成することにより、患者さんご家族の負担を軽減します。 | 保険健康課 |

※インクルーシブ教育：人種や支援の要否に関係なく、全てのこどもが同じ場所で共に学びあう教育のこと

※AYA世代：15歳から39歳の Adolescent&YoungAdult（思春期・若年成人）のこと

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待は、こどもの生命に関わるだけでなく、こどもの心身に深刻な傷跡を残し、身体面・知的面での発達の遅れや情緒面の不安定さ、自己肯定感の低下等、様々な悪影響を及ぼすもので、どのような背景や思想信条があっても決して許されるものではありません。その一方で、あらゆる子育て世帯が児童虐待と無縁ではないことも認識する必要があります。

子育てに困難を感じる家庭やこども自身の SOS を早期に把握し、支援していくため、こども家庭センターにおいて総合的な相談・支援を行うとともに、関係機関との連携の下、児童虐待の未然防止及び早期発見に努めます。また、こどもの養育に困難のある家庭に対して養育のサポートを行います。

一方、ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のことであり、18歳未満のこどもには限られません。ケアが日常化・長期化することにより、遊びや勉強、進学・就職の準備等の時間が失われたり、身体的・精神的に重い負担がかかる状態は、こども・若者の健やかな成長や社会的自立の妨げとなったりします。

ヤングケアラーの問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげていきます。

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|----------------------|---|---------|
| ① 児童虐待の未然防止 | <ul style="list-style-type: none"> ● 乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査などの事業を通じて、産後の母親の心身の状況や育児の困り感などを把握するとともに、子育てに関する相談、情報提供及び養育環境の把握などを行い、児童虐待の未然防止を図ります。 ● 福岡県が実施する子育て・虐待の相談電話・LINEの普及啓発に努めます。 | こども課 |
| ② 苅田町要保護児童対策地域協議会の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 町、児童相談所、保育所、幼稚園、学校、警察、医療機関等による代表者会議・実務者会議を開催し、情報共有や協力・連携体制の強化を図ります。 ● 必要に応じて個別ケース検討会議を実施し、支援対象児童等に関する具体的な支援の内容を個別に検討します。 | こども課 |

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|--------------------------|---|---------------|
| ③ふくしの総合相談窓口庁内ネットワークによる支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●複合的課題を抱えた相談者に対して、関係課間において横断的な情報共有を行い、多角的な面からの支援方針を協議し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施します。また、必要に応じて関係機関と連携した支援を行います。 | 福祉課 |
| ④養育のサポート | <ul style="list-style-type: none"> ●こどもの養育に支援が必要な家庭に対し、ヘルパーや保健師・助産師を派遣する「子育て世帯訪問支援事業」や「養育支援訪問事業」、家庭での養育が困難な場合等に児童養護施設等で一時的に養育を行う「子育て短期支援事業」、出産後1年以内の母子に対して、宿泊や通所、訪問による助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う「産後ケア事業」の実施により、家庭での養育をサポートします。 | こども課 |
| ⑤ヤングケアラーに対する支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●こども家庭センターでヤングケアラーに関する相談を受け付けるとともに、町、児童相談所、保育所、幼稚園、学校等で情報共有や連携の強化について協議します。 ●必要に応じて個別ケース検討会議を実施し、支援対象児童等に関する具体的な支援の内容を個別に検討します。 | こども課 学校教育課 |

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

小中高生における自殺者数は、全国的には増加傾向にあると言われていています。まだ人生の入口にいるこども・若者が命を自ら絶つことほど痛ましいことはなく、誰も自殺に追い込まれることのないよう、その対策に取り組む必要があります。

そこで、相談支援体制の充実や、自殺予防に関する教育や啓発の推進等、こども・若者の自殺対策を推進します。

また、近年、こどもが犠牲になる事件が数多く報道され、こどもたちが戸外で安心して安全に遊べる環境が損なわれつつあります。事件に遭遇したこどもたちは、心に深い傷を残すことも少なくありません。地域の大人たち一人ひとりが、「地域のこどもたちは地域の大人たちで守る」という強い共通認識をもって、学校・警察・各種団体等との連携による防犯活動を推進します。

さらに、教育・保育など、こどもに接する場における性暴力を防止し、こどもの心身を守ることを目的とする「こども性暴力防止法」が施行されます。施行に伴い、円滑な対応と関係機関との適切な連携を図るため、必要な情報収集等を着実に進めます。

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|------------------|--|--------------|
| ①こどもの悩み相談 | <ul style="list-style-type: none"> ●スクールカウンセラーや相談員を派遣するとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣することによって、こどもが悩みを相談しやすい環境づくりに努めます。 | 学校教育課 |
| ②自殺予防に関する教育・啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ●SOSの出し方や受け止め方に関する自殺予防教育を推進するとともに、自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発事業など、こころの健康づくりや自殺予防に関する周知・啓発を行います。 ●問題や悩みを抱えたこども・若者が孤立しないよう身近な人の悩みやSOSに気づき、見守ることのできるゲートキーパーの育成に努めます。 | 学校教育課 福祉課 |
| ③地域ぐるみによる防犯活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●こどもをねらった犯罪を未然に防ぐため、自主防犯パトロールによる監視体制の強化など、通園・通学路や公園・広場等の地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。 ●不審者への対応など、地域における防犯意識の高揚に資するため啓発活動を推進します。 | 危機管理室 |

2 ライフステージ別の重要施策

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにしなければなりません。

① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

母子がともに健康な生活を送ることができるよう、不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や妊婦健診等による母子の健康管理の充実を図っていきます。

また、各種健康診査や予防接種の機会を通じて、乳幼児期におけるこどもの健康の確保に努めます。

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|-------------------------|---|---------------|
| ①妊娠・出産、育児に関する正しい知識の普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ●はじめてこどもを迎える妊婦や家族に、安心して出産が迎えられるよう、たまご(両親)学級や離乳食講座等の学びの場を提供します。 ●不妊・不育症に関する情報提供や相談窓口の周知・啓発に努めます。 ●乳幼児健康診査や相談等を通じて、保護者が一般的な発達段階や規則正しい生活習慣を理解できるように努めます。 | こども課 保険健康課 |
| ②切れ目のない支援の取組【再掲】 | <ul style="list-style-type: none"> ●こども家庭センターにおいて、妊娠から出産、子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供する体制を構築し、保健サービスの提供と保健師等による専門的な相談支援を行います。 | こども課 |
| ③予防接種の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、各種予防接種を実施します。定期的な予防接種については、今後も接種勧奨に努めます。 | こども課 |

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|----------------------|--|---------|
| ④ 新生児聴覚検査の推進 【再掲】 | <ul style="list-style-type: none"> ● 新生児聴覚検査にかかる費用を助成し、赤ちゃんの健やかなことばの発達を支援します。また、支援が必要なこどもに対しては、早期に適切な治療及び療育を紹介します。 | こども課 |
| ⑤ 妊婦健康診査の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦健康診査にかかる費用を助成し、妊娠中の母体の健康維持と赤ちゃんの健やかな発育を支援します。 | こども課 |
| ⑥ 乳幼児健康診査の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ● 月齢に相応した発育・発達状況の確認を行い、障がいや疾病の早期発見を図り、医療・療育等、必要な支援につなげます。 ● 未受診者には、健診の必要性を伝え、健診の受診勧奨を行い、受診率向上に努めます。 | こども課 |

② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)*」に基づき、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こどもの誕生前から幼児期までの心身の健やかな育ちを保障できるよう、こどもの育ちを切れ目なく支える環境整備を推進します。

※こども家庭庁ホームページ (https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo_sodachi) 参照



| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|---------------------------|---|---------------|
| ①就学前教育・保育の提供体制の確保と質の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ●待機児童が発生することなく、保護者の希望する教育・保育を提供できるよう、保育人材の確保等、提供体制の確保に努めます。 ●必要に応じて施設整備（修繕や改修など）や施設の環境改善を行い、こどもたちが安全で健やかに過ごせる環境を提供します。 ●多様化する教育・保育のニーズを把握したうえで、町内の保育所・幼稚園が認定こども園に移行するのを支援します。 | こども課 |
| ②地域の子育て支援拠点・サービスの充実と利用の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、地域子育て支援センターなど地域の子育て支援拠点・サービスの充実と利用促進を図ります。 | こども課 |
| ③誰でも通園制度 | <ul style="list-style-type: none"> ●全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して、支援を強化するため、0歳6ヶ月から3歳未満の未就園児が、保護者の就労状況に関わらず、保育所などに月に一定時間通園できる事業の環境整備と利用の促進を行います。 | こども課 |
| ④幼保小の連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> ●幼保小の関係者が連携し、こどもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、こども一人ひとりの様子を小学校に伝えることで、教員がこどもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるよう連携を強化します。 | こども課 学校教育課 |

(2) 学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。学童期のこどもには、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。

また、思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期ですが、一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。思春期のこどもには、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないように支えていくことが重要です。

① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の充実

これからの社会を生きるこどもたちには、「確かな学力」や「豊かな心」、「たくましい体力」など、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を図ることが重要です。日々の授業の充実を図るとともに、望ましい生活習慣の確立や家庭学習の習慣化を目指し、「生きるための学力」を身に付けさせるとともに、地域に根ざした教育を推進し、本町の将来を担う意欲ある人材を育成します。

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|-----------------------|--|---------|
| ①教育活動の充実 | ●児童生徒の「生きる力」をはぐくむことを目指し、単なる知識や技能の習得ではなく、自分で考え、判断し、表現できる力を育成します。様々な研修を通して効果的・効率的な授業を行います。 | 学校教育課 |
| ②学校教育現場の環境の改善と教員の資質向上 | ●学校教育の質の向上のため、学校・教師が担う業務の適正化に取り組みます。学校における働き方改革と教育の質の向上に努めます。 | 学校教育課 |

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|----------------|--|---------|
| ③教育DXの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●「情報活用能力」が「学習の基盤となる資質・能力」の一つとして位置づけられ、いわゆるSociety5.0時代を生きる児童生徒の教育には、デジタル技術の効果的な活用が求められていることから、これまでの教育実践とICTの活用を適切に組み合わせていくことで、児童生徒の情報活用能力を最大限に引き出します。 ●発達の段階に応じて、授業や家庭での学習用端末の活用を促進することによって、GIGAスクール構想を一層推進し、「誰もが、いつでも、誰とでも、自分らしく学べる」学習環境の構築を目指します。 | 学校教育課 |
| ④外国語教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●グローバル化の進展に対応し、広い視野と国際感覚をもった児童生徒を育成するため、外国語指導助手(ALT)を小中学校へ派遣し、児童生徒が「生きた英語」に触れられる機会を設け、外国語教育を推進します。 | 学校教育課 |
| ⑤人権教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒の発達の段階を踏まえ、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を図るための教育を推進するとともに、インターネットやSNSなどによるいじめを含めた人権侵害の実態把握に努め保護者や関係機関と連携した改善対策を推進します。 ●教職員自らが人権感覚を磨き、様々な人権課題について認識を深め、今日的な人権課題(障がいのある人、外国人、LGBTQなど)に対応できる実践力を付けるための各種研修会への参加、各学校での校内研修の実施を推進します。 | 学校教育課 |
| ⑥学校給食を通じた食育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせるため、栄養教諭を中核とした食育指導を行います。 ●地場産品の学校給食への活用を推進し、郷土食材を積極的に取り入れることで、地域の食文化への理解を深めます。 | 学校教育課 |

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|----------------|--|----------------|
| ⑦性と健康に関する教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ● 命の教育の一環として、性教育を児童生徒の発達の段階に応じた時期と内容で実施します。 ● 自他を尊重する意識を学ぶ人権教育、性教育を実施して、交際相手からの暴力(デートDV)の防止に向けて取り組みます。 ● 学校における授業や学級活動を中心とした保健指導を充実させ、生涯を通じて健康・安全で活気ある生活を送るための基礎を培います。喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する知識の定着を図ります。 | 学校教育課 |
| ⑧こどもの体力向上支援 | <ul style="list-style-type: none"> ● 体育の授業などにおいて、仲間と協力して記録を目指したり、専門的な指導を受けたりする活動を通して、児童生徒に運動の本質的な楽しさを味わわせ、運動の習慣化を目指します。 ● 福岡県の「こどもの体力向上広場」を参考に、こどもが運動(運動遊びを含む)やスポーツに対する興味・関心を高めることができるよう支援します。 | 学校教育課 生涯学習課 |
| ⑨部活動の地域展開 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本町の部活動については、指導する教職員の負担などの課題があります。今後の中学校における部活動の望ましい在り方について協議し、順次部活動の地域展開が実現できるように努めます。 | 学校教育課 |

② 居場所づくり

こどもは家庭を基盤とし、地域や学校など様々な場所において、安全・安心な環境の下、様々な大人や同年齢・異年齢のこども同士との関わりの中で成長する存在ですが、社会構造や経済構造の変化により、こども・若者が居場所を持つことが難しくなっています。

誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|--------------|---|---------|
| ①放課後児童クラブの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ● 共働き家庭などの児童を対象とした放課後児童クラブにより、児童の安全な居場所の確保と充実を図ります。必要に応じ施設整備を行い、児童が安全に過ごせる環境を提供します。 | 生涯学習課 |

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|---------------|---|---------|
| ②放課後子どもひろばの充実 | ●地域のこどもたちの安全・安心な居場所として、また、多様な経験を通して心身ともに健やかにこどもを育むため、放課後子どもひろばの充実を図ります | 生涯学習課 |
| ③多様な居場所づくり | ●こどもの居場所づくりとして、図書館において本を通じた知識や好奇心を育む機会を提供するとともに、自由に過ごせる安心安全な施設として、こども・若者にとってより良い居場所にしていきます。 | 生涯学習課 |
| | ●国のこどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりについての検討を行います。 | こども課 |

③ 心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

思春期はこどもから大人になる転換期であり、この時期の様々な問題とそれに対する対応が、将来の結婚生活や健康に大きな影響を与えることから、生涯にわたる健康づくりの基盤として、また次代のこどもを生み育てる準備期間としても非常に重要な時期です。

また、家庭の問題や自らの学業、学校環境、課外活動、人間関係などから発生する悩みやストレスに対処できる心の健康づくりも極めて重要です。

こどもたちが健やかに思春期を送れるよう、家庭、学校、地域等が連携して、人権尊重の精神に基づいた性教育や思春期健康教育の充実を図ります。

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|----------------------|---|---------|
| ①性と健康に関する教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●命の教育の一環として、性教育を児童生徒の発達の段階に応じた時期と内容で実施します。 ●自他を尊重する意識を学ぶ人権教育、性教育を実施して、交際相手からの暴力(デートDV)の防止に向けて取り組みます。 ●学校における授業や学級活動を中心とした保健指導を充実させ、生涯を通じて健康・安全で活気ある生活を送るための基礎を培います。喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する知識の定着を図ります。 | 学校教育課 |
| ②心と体の健康に関する悩みや相談への対応 | ●心と体の健康に関する悩みや相談に対して、専門的な知識や技術を持って対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの体制強化に努めるとともに、町、学校、児童相談所等の関係機関との連携強化を図ります。 | 学校教育課 |

④ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が社会の中で自立し、主体的に判断し責任を持って行動できるようにするために必要となる知識に関する情報提供や教育に取り組みます。

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|--------------------------|--|----------------|
| ① 消費者教育・金融経済教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 消費者教育の推進を図るとともに、金融経済教育を通じ、こども・若者の金融リテラシー※の向上に取り組めます。 ● スマートフォンなどの普及により、オンラインゲームへの課金や、SNSをきっかけとした副業、ネットショッピング等が身近になっていることから、こども・若者がトラブルに巻き込まれないように啓発を行います。 | 学校教育課 危機管理室 |
| ② ライフデザインを描けるようになるための啓発等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 様々な仕事やロールモデル※に触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出しこども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供を行います。 | 学校教育課 こども課 |
| ③ 社会的・職業的自立の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ● 職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用するなど、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を身に付けることに資する取組を推進します。 | 学校教育課 |

※金融リテラシー：お金に関する知識・判断力・行動力の総称。お金とうまく付き合い、人生の選択肢を広げるための基礎知識を指し、例として、家計管理、金融商品の理解、生活に必要な金融知識、トラブル回避能力などが挙げられる。

※ロールモデル：自分の成長を促すために規範となる人物のこと

⑤ いじめ防止

文部科学省によれば、いじめの認知件数は減少傾向にあるものの、いじめにより、生命、心身または財産に重大な被害があると認められる場合やいじめにより、相当期間欠席している場合など、いじめの重大事態件数は過去最大(令和4年度)となっているとされています。また、SNSにおいて、対象者だけを仲間外れにする、いわゆるネットいじめも増加しており、新しい形のいじめ問題への対応も求められています。

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|--------------------------|--|---------|
| ①いじめ防止、 相談窓口の啓発 | ●「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる」という意識のもと、道徳教育等の学校を通じたいじめ防止に関する啓発に取り組みます。 | 学校教育課 |
| | ●県が行う、学校外の立場でいじめに悩むこどもや保護者を支援するいじめの相談窓口「福岡県いじめレスキューセンター」の周知・啓発を行います。 | こども課 |
| ②いじめの早期発見・早期対応 | ●いじめの積極的な認知と正確な情報把握に努め、保護者及び関係機関等と密に連携を取りながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた組織的な取組を進め、適切な対応によっていじめの解消を図ります。 | 学校教育課 |
| ③ネット上での誹謗中傷、いじめに対する啓発・調査 | ●ネット上の誹謗中傷やいじめは重大な人権侵害であることを理解し、被害者等に深刻な傷を与えかねないことを理解させる教育を行います。 ●定期的に無記名のいじめに関する調査を行います。 | 学校教育課 |

⑥ 不登校のこどもへの支援

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものです。不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう努めます。

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|--------------|--|---------|
| ①不登校相談員の派遣 | ●児童生徒が気軽に相談したり、活動を共にしたりすることで、悩みやストレスを解消する手助けをする相談員を、必要に応じて各学校に派遣します。 | 学校教育課 |
| ②教育支援センターの運営 | ●教育支援センター「すみれ教室」に指導員を配置することにより、心理的、情緒的な理由等によって登校できない状態にある児童生徒に対して、個別や小集団での相談、指導を通して、学校への復帰や社会的な自立を目指した支援を行います。 | 学校教育課 |

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|------------------------------|--|---------|
| ③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣 | ●スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが児童生徒や保護者、教職員の相談対応や助言を行うとともに、関係機関等と密に連携することで、より充実した相談体制の整備を目指します。 | 学校教育課 |
| ④フリースクールや教育支援センター通学費の助成 | ●フリースクールや教育支援センターに通う児童・生徒の通学費等を助成します。 | 学校教育課 |

⑦ 校則の見直し

校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程でこどもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいことから、学校に対して意識の共有を図ります。

⑧ 体罰や不適切な指導の防止

体罰は学校教育法で禁止されており、また、生徒指導提要においても教職員による体罰や不適切な指導等についてはいかなるこどもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、上記趣旨の周知等、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組を推進します。

(3) 青年期

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期であり、また、人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあります。

青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められます。

① 高等教育の就学支援

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の就学支援を行います。

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|--------------|--|---------|
| ①奨学資金貸付【再掲】 | ● 経済的理由により就学が困難な者に対して奨学資金を貸与し、教育の機会均等を図ります。 | 学校教育課 |
| ②奨学金返還支援【再掲】 | ● 町の奨学資金の貸し付けを受け、働きながら貸付金を返還している人に対して、前年度返還分の一部を奨励金として補助します。 | 学校教育課 |

② 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

若年層や UI ターン希望者の定住につながる雇用創出に向け、就労支援をはじめ、雇用の受け皿となる企業の誘致、既存企業等における雇用環境の充実を目指します。

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|-------------------|---|---------|
| ①若者の就労支援策の情報収集・周知 | ● 若者を対象とした就労支援に関する説明会やセミナー等の就労支援策の情報収集・周知に努めます。 | 交通商工課 |

③ 結婚を希望する人への支援

若者のライフスタイルや価値観は多様であり、家族のあり方や家族を取り巻く環境も多様であることから、若者に対し、特定の価値観を押しついたり無用なプレッシャーを与えたりすることは許されません。その上で、結婚したいと望んでいても、出会いがないことや経済的な不安により結婚に踏み切れないなどの課題を抱えている若者が一歩踏み出せるようにするための支援が求められています。

そこで、本町においても県の「出会い・結婚応援事業」の周知を図ります。

④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報、悩みや不安を抱える人を相談支援やサポートにつなげることができるような情報等について学生を含む若者に周知します。

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|----------|---|---------|
| ①相談体制の周知 | <ul style="list-style-type: none"> ●若年層が抱える様々な問題に対し、「北九州若者サポートステーション」や「福岡県ひきこもり地域支援センター」などの相談機関を必要に応じて案内し、連携して、社会参加や就労等の推進を図ります。 | 福祉課 |

3 子育て当事者への支援に関する重要施策

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のためにも重要です。

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育て中の家庭は、教育費や医療費などの負担が大きいことから、その経済的負担を軽減するため、児童手当や子ども医療費の助成、各種就学支援を行います。

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|---------------|--|---------|
| ①妊婦のための支援給付事業 | ● 妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、相談支援と効果的に組み合わせて、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を行います。 | こども課 |
| ②児童手当 | ● 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的にした制度として、児童手当の支給を行います。 | こども課 |
| ③子ども医療費の助成 | ● 乳幼児から高校生世代にかかる医療費の一部を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減と併せて福祉の増進を図ります。 | こども課 |
| ④幼児教育・保育の無償化 | ● 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性により、令和元年10月から3歳児以上の保育料が無償化されています。 | こども課 |
| ⑤第3子以降保育料の無償化 | ● 保育施設等の利用に伴う多子世帯の保護者の経済的負担を軽減するため、令和7年9月から開始した第3子以降の子どもに係る保育料等の無償化を継続していきます。 | こども課 |
| ⑥就学援助【再掲】 | ● こどもが町立の小中学校に通学するうえで、経済的な理由によって給食費や学用品代などの支払いが困難な場合に費用の一部を援助します。 | 学校教育課 |

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|-----------------|--|---------|
| ⑦奨学資金貸付 【再掲】 | ●経済的理由により就学が困難な者に対して奨学資金を貸与し、教育の機会均等を図ります。 | 学校教育課 |

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|-------------------------------|---|----------------|
| ①地域の子育て支援拠点・サービスの充実と利用の促進【再掲】 | <ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、地域子育て支援センターなど地域の子育て支援拠点・サービスの充実と利用促進を図ります。 | こども課 |
| ②家庭教育支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者が家庭でこどもの教育をする心構えや、こどもへの接し方、教育上の留意点など、家庭教育上の共通の問題を学習する「家庭教育学級」を、PTAと連携して開催します。 | 学校教育課 生涯学習課 |
| ③子育てに関する情報提供の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ● 子育てに関する地域の情報を広くタイムリーに提供するため、町の公式ホームページ上の子育て情報の充実と、母子手帳アプリ「Kanだっこ」や公式SNSによる情報発信に努めるとともに、各種子育て支援サービスを利用するための子育てガイドブックや地域子育て支援センター発行の「さくらんぼ通信」など、各種情報誌の充実を図ります。 | こども課 |
| ④一時的な保育関連サービスの提供 | <ul style="list-style-type: none"> ● 保育所等における一時預かり事業や病児・病後児保育など、家庭での保育が一時的に困難となった場合等にこどもを一時的に預けられるサービスについて、利用者ニーズを踏まえて利便性の向上を図ります。 ● 就労条件を問わず柔軟に保育所などを利用できる「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」については、令和8年度から実施します。 | こども課 |

(3) 共働き・共育での推進

子育てに関する負担が特定の人に偏りやすい現状を改め、あらゆる家族の形に配慮したうえで負担を適切に分担できる環境を、働く場や学ぶ場、地域社会全体で支える社会をめざし、共働き・共育を推進します。

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|-------------------------|---|-----------------------|
| ①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ●仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図るために、ワーク・ライフ・バランスの理解と普及の促進に努めるとともに、長時間労働の是正等の働き方改革に向けての取組を推進します。 | <p>総務課 交通商工課</p> |
| ②育児休業制度活用促進の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ●企業が行う育児休業の取得促進や両立支援に関する各種支援制度などを企業に啓発し、その活用を促進します。 ●雇用保険の被保険者が育児休業を取得した場合に支給される育児休業給付等、育児休業制度について周知徹底を図り、育児休業を取得できる職場環境づくりの推進に努めます。 | <p>交通商工課</p> |
| ③家庭内での固定的役割分担の解消に向けた啓発等 | <ul style="list-style-type: none"> ●根強く残る家庭内での固定的な役割分担意識の解消を目指し、多様な家庭環境に配慮しつつ、男女が対等な主体としてお互いの意志を尊重し協力し合っって役割分担を行うことの理解促進に努めます。また、この考え方を広く周知するため、効果的な広報・啓発活動に取り組みます。 | <p>人権男女共同 参画室</p> |

(4) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭では、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないこととなるため、住居、収入、こどもの養育等の面で様々な問題を抱えるだけでなく、いわゆる「時間の貧困※」にも陥りやすいと言われています。

そのため、それぞれのひとり親世帯に寄り添った相談支援を行い、生活支援、経済的支援、就労支援等の最適な支援につなげることにより、ひとり親世帯の自立と安定した生活の実現を図ります。

※時間の貧困：生活に必要なことをこなすための「自由に使える時間」が極端に不足している状態をいう。長時間の就労や家事・育児・介護などの日常生活を支える活動に多くの時間を要することにより、休息や睡眠の不足、自分のための時間（学習・趣味・健康管理）が確保しにくい状況を指す。

| 施策項目 | 具体的な取組内容 | 主な担当課・室 |
|----------------------|---|---------|
| ①ひとり親家庭に対する相談体制・情報提供 | ●民生委員・児童委員や関係機関との連携を強化し、ひとり親家庭が抱える様々な悩みや相談ごとに柔軟に対応できる体制を整えるとともに、それぞれのニーズに合った適切な情報提供に努めます。 | こども課 |
| ②ひとり親家庭に対する就労支援 | ●就職に有利な資格取得や職業能力の開発等を支援するための給付金を支給するなど、就労状況の改善に向けた支援の情報提供を行います。 | こども課 |
| ③ひとり親家庭等に対する経済的支援 | ●ひとり親家庭等に対し、生活の安定と児童の福祉を向上させ、ひとり親家庭の自立を促進するために児童扶養手当を支給します。 ●ひとり親家庭の親及びこどもや、父母のいないこども等が医療保険による診療を受けた場合、その医療費の自己負担分の一部を助成します。 | こども課 |

第 5 章

計画を実現するために

1 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、必要な情報をわかりやすく提供するとともに、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を図ります。

また、地域や企業におけるこどもと子育てを応援する意識の啓発や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する町民の理解・協力の促進など、様々な取組を通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

2 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、全てのこどもとその保護者に適切な子育て環境が等しく確保されるよう、庁内連携はもとより、国・県をはじめとする庁外の各関係機関と連携し、総合的かつ計画的に施策を実施していくこととします。

また、本計画の推進にあたっては、実際に子育てをされている家庭、その家庭を支援する地域や事業者についても、共にその役割を担っていただき、地域のみんなでこどもと子育てを応援することによって、「全てのこどもが夢や希望をもって自分らしく輝けるまち」の実現を図ります。

3 計画の進捗管理

本計画については、こども課が中心となって進捗状況を把握・点検し、「苅田町こども施策審議会」において、その内容の報告を行います。

また、計画の進捗状況については、町公式ホームページ等で公表を行い、町民への周知を図るとともに、こどもや若者の意見公募の機会を設けます。

資料編



1 計画の策定経緯

| 時期 | 意見聴取等 | 会 議 |
|------------|--|---|
| 令和7年 7月 | 14日 新津中学校3年生 出張町長室 15日 苅田中学校2年生 出張町長室 | |
| 8月 | 若者の意識に関するアンケート調査実施 高校生世代～39歳(無作為抽出) | |
| 9月 | こどもの生活実態調査実施 小学4年生～中学3年生の児童・生徒と その保護者全員 | |
| 11月 | | 25日 第1回こども施策審議会 【議題】調査結果の報告 計画骨子案の提案 |
| 12月 | 17日 西日本工業大学生への意見聴取 | |
| 令和8年 1月 | 7日 西日本工業大学生への意見聴取 8日 北九州保育福祉専門学校生への意見 聴取 | 28日 第2回こども施策審議会 【議題】計画素案の検討 |
| 2月 | 10日～19日 パブリックコメントの実施 | |
| 3月 | | 11日 第3回こども施策審議会 【議題】パブリックコメントの報告 計画修正案の検討 答申案の検討 |

2 苅田町こども施策審議会条例

令和7年9月19日
条例第28号

(設置)

第1条 苅田町におけるこども(こども基本法(令和4年法律第77号)第2条第1項に規定するこどもをいう。以下同じ。)に関する施策を総合的に審議するため、苅田町こども施策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定、変更及び施策の推進に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項
- (3) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項に規定する市町村行動計画に関する事項
- (4) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第10条第2項に規定するこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画に関する事項
- (5) 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画に関する事項
- (6) その他こどもに関する施策に関し、町長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) こども施策に関する学識経験を有する者
- (2) こども施策に関する事業に従事する者
- (3) 公募による者
- (4) その他町長が必要と認める者

2 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(荻田町子ども・子育て会議条例の廃止)

2 荻田町子ども・子育て会議条例(平成25年荻田町条例第25号)は、廃止する。

3 苅田町こども施策審議会委員名簿

| 区 分 | 団 体 名 | 職 名 | 氏 名 |
|-------------------|----------------------|----------------------------------|--------|
| こども施策に学識経験を有する方 | 学校法人 戸早学園 | 理事長 | 戸早 秀暢 |
| こども施策に関する事業に従事する方 | 苅田町保育所連盟 | 会長 | 岡村 斉 |
| | 苅田町幼稚園連合会 | 苅田みどり幼稚園 園長 | 高城 慎太郎 |
| | 地域子育て支援拠点 | 与原のびのびキッズ施設長 | 塩塚 利克 |
| | 苅田町PTA連合会 | 会長 | 渡邊 泰孝 |
| | 放課後児童クラブ | 馬場キッズ館 代表 | 田口 朝子 |
| | 苅田町子ども会育成連合会 | | 藤原 ツヨ子 |
| | 障害児に関する事業所の方 | 指定障害児相談支援事業はぐらぼ | 光根 洋子 |
| | 苅田町青少年育成町民会議 | 会長 | 和田 誠 |
| 町長が必要と認める方 | 西日本工業大学 | 総合システム工学科 電気情報工学系教授 (学生部長) | 小田 徹 |
| | 福岡県立苅田工業高等学校 | 校長 | 高田 実 |
| | 苅田町立小中学校校長会 | 片島小学校 校長 | 井関 美貴 |
| | 苅田町民生委員・児童委員協議会 | 主任児童委員 | 中園 和枝 |
| | 社会福祉法人 苅田町社会福祉協議会 | | 山下 七恵 |
| 公募による方 | 公募による町民代表 | | 山田 真由美 |
| | 公募による町民代表 | | 横手 由美 |

苅田町こども計画

令和8年3月

発行 福岡県苅田町
企画・編集 苅田町こども課

〒800-0392 福岡県京都郡苅田町富久町一丁目 19 番地 1
TEL 093-588-1036
FAX 093-436-5121

